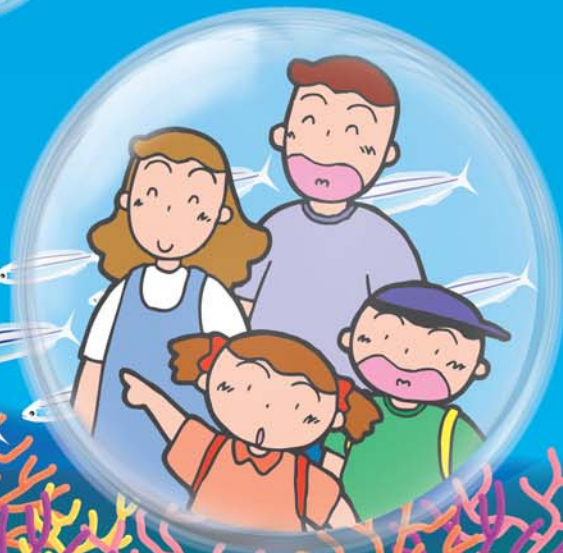
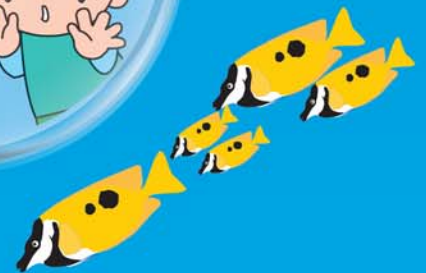




うんな村 親子ゆうゆうプラン



平成22年3月
恩納村



はじめに

近年、少子高齢化や核家族化の進行、地域でのつながりの希薄化など、子どもや子育て家庭を取り巻く環境は大きく変化し、子育て家庭の孤立化や育児不安など様々な問題が生じています。

本村においては、県内外からの転入者も多く、子育てに関するニーズは多様化、深刻化してきており、子どもたちがのびのびと健やかに成長し、また、安心して子どもを産み育てることのできる地域づくりが求められています。

そのため、本村においては、平成16年度に「恩納村次世代育成支援行動計画」を策定し、「すべての子どもがすこやかに育ち、また両親が安心して楽しく子育てのできる村」を基本理念に掲げて、次代を担う子どもたちの健やかな成長を支援するための施策を展開するとともに、全ての子育て家庭が、子育てに喜びを感じられる環境づくりに取り組んでいるところです。

後期計画では、前期計画の基本理念を基に施策の継続や改善を検討し、見直しを行っています。

今後とも、恩納村の子どもたちが心身ともに健やかな成長と健全育成を図るといった「子育て」と、子どもを安心して生み育てる「子育て」に家族、地域、関係機関、行政がそれぞれの役割を担う環境づくりを推進してまいります。

結びに、本計画の策定にあたり、ご尽力をいただきました委員の皆様、アンケート調査にご協力いただきました村民や関係機関の皆様に対し、心から感謝申し上げますとともに、今後とも本事業へのご支援とご協力をいただきますようよろしくお願い致します。

平成22年3月

恩納村長

志喜屋文康

～ 目 次 ～

第 1 章 計画策定の概要

1 . 計画の背景と趣旨	1
2 . 計画の目的	1
3 . 計画の位置づけ	1
4 . 計画の期間	2
5 . 計画の策定体制	2
6 . 住民の声の聴取	3

第 2 章 計画の基本的な考え方

1 . 基本理念	5
2 . 計画の視点	5
3 . 基本目標	6
4 . 施策の体系	7

第 3 章 子どもと子育て家庭を取り巻く状況

1 . 少子化の動向	9
2 . 産業・就労の状況	25
3 . 母子の健康と医療	27
4 . 子育て支援の整備状況	32

第 4 章 前期計画での取り組み状況

1 . 保育、子育て支援について（基本目標 1 関連）	35
2 . 母子保健について（基本目標 2 関連）	38
3 . 教育環境について（基本目標 3 関連）	41
4 . 生活環境について（基本目標 4 関連）	43
5 . 仕事と子育ての両立について（基本目標 5 関連）	43
6 . 交通安全、防犯等について（基本目標 6 関連）	43
7 . 要保護児童対策について（基本目標 7 関連）	44

第5章 今後の取り組み

基本目標1 地域における子育ての支援充実	47
1. 子育て支援サービスの充実	47
（1）子育てに関する相談体制と情報提供の充実	47
（2）子育て支援のネットワークづくり推進	47
（3）地域における保育支援の充実	47
2. 保育サービスの充実	48
（1）通常保育事業の充実	48
（2）延長保育事業の推進	48
（3）保育内容の充実	49
（4）認可外保育施設の支援・連携の推進	49
3. 児童の健全育成のための環境と活動の充実	49
（1）子どもの遊び場の整備充実	49
（2）子どもの居場所づくりの推進及び体験の場の提供	49
4. 経済的負担の軽減策	50
基本目標2 子どもをすこやかに生み育てるための保健・医療の充実	51
1. 母子の健康維持・増進の充実	51
2. 健康教育の推進	52
3. 「食育」の推進	52
4. 思春期保健対策の充実	53
基本目標3 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備	54
1. 次代の親の育成	54
2. 子どもの生きる力の育成に向けた学校教育の充実と整備	54
（1）確かな学力の向上	54
（2）豊かな心の育成	55
（3）健やかな体の育成	55
（4）信頼される学校づくり	55
（5）幼児教育の充実	56
3. 家庭と地域の教育力の充実	56
（1）家庭教育への支援	56
（2）地域の教育力の向上	57
4. 子どもを取り巻く有害環境対策の推進	57

基本目標 4 子育てを支援する生活環境の整備	58
1. 地域環境の保全推進	58
2. 安心して外出できる環境の整備	58
(1) 道路交通環境の整備充実	58
(2) 子育て家庭に配慮した屋内・屋外環境の整備充実	58
3. 安全・安心まちづくりの推進	58
基本目標 5 職業生活と家庭生活との両立の推進	59
1. 就業環境の改善促進	59
2. 仕事と子育ての両立の推進	59
基本目標 6 子どもの安全の確保	60
1. 子どもの交通安全を確保するための活動の推進	60
(1) 交通安全対策の推進	60
(2) チャイルドシートの正しい使用の徹底	60
2. 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進	60
基本目標 7 子どもの権利擁護と要保護児童への支援	61
1. 子どもの権利を尊重する社会づくり	61
2. 児童虐待の防止と子どもの保護	61
3. ひとり親家庭への支援	61
4. 障害児施策の充実	62

第 6 章 子育て支援に係る目標値	63
-------------------------	----

第 7 章 計画の推進体制と進行管理

1. 計画の推進体制	65
2. 計画の進行管理	65
3. 計画の進行状況についての公表	65

資 料 編

後期計画での取り組み一覧	69
恩納村次世代育成支援対策地域協議会設置要綱	80
恩納村次世代育成支援対策地域協議会委員名簿	82

第 1 章 計画策定の概要



1 . 計画の背景と趣旨

現代社会においては、少子高齢化や核家族化、夫婦共働き世帯の増加、地域性の希薄化が続く中、子どもと子育て家庭の保育需要は依然として高く、認可保育所では定員の増加を何度行っても待機児童の解消にこぎつけない状況にあります。

国では、認可保育所の量的拡大や延長保育、一時預かりなど、多様な保育サービスの提供を推進し、平成 15 年には「次世代育成支援対策推進法」を制定して安心して子どもを生み、健やかに成長できる環境整備を図るために行動計画の策定を市町村や事業主に義務づけました。

本村においても平成 16 年度に次世代育成支援行動計画の前期計画を策定し、「すべての子どもがすこやかに育ち、また両親が安心して楽しく子育てのできる村」を基本理念に掲げて、保育、母子保健、教育、生活環境の整備、要保護児童対策などに取り組んで参りました。平成 17～21 年度までの前期期間では、地域子育て支援センターの機能の充実、食育、思春期保健の充実、乳児家庭全戸訪問事業の実施、幼児教育振興アクションプログラムの策定など計画に基づいて実行できたものもありますが、取り組みが不十分なものもあります。

後期計画策定においては、前期計画期間における事業の実施状況やニーズ等を考慮して施策の継続や改善を検討し、基本理念に掲げる、すこやかに育ち、安心して楽しく子育てができる村を目指して後期計画の策定を行いました。

2 . 計画の目的

本計画の目的は、平成 15 年 7 月に成立した次世代育成支援対策推進法の趣旨に則し、恩納村の子どもたちの心身ともに健やかな成長と健全育成を図るといった「子育て」と、子どもを安心して生み育てる「子育て」を支援する環境づくりを推進するための施策を示し、これを実行することを目的としています。

3 . 計画の位置づけ

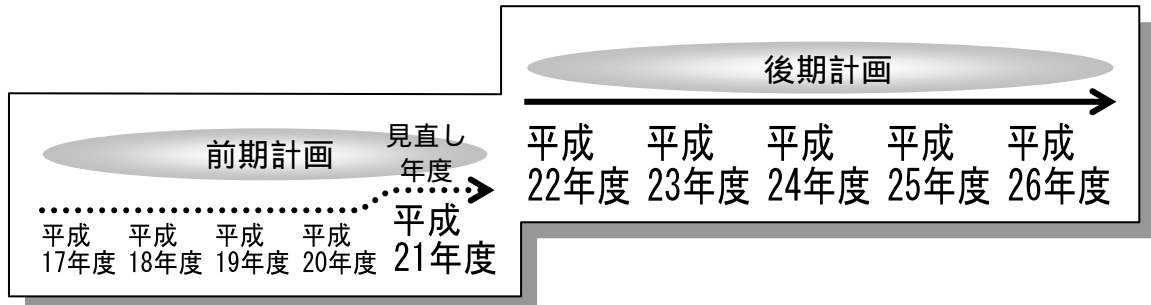
本計画は、次世代育成支援対策推進法の第 8 条第 1 項に規定する市町村行動計画により策定されるものであり、「恩納村第 4 次総合計画」を上位計画とし、また「恩納村高齢者保健福祉計画」「恩納村障害者計画及び障害福祉計画」「健康おんな 2 1」「恩納村幼児教育振興アクションプログラム」といった、保健・福祉に関連する各種計画と調和を保つものです。

また、県の「沖縄県子ども子育て応援プラン」等の関連する計画との整合性を図って策定しています。

4 . 計画の期間

本計画は、平成 17 年度から 26 年度までの 10 年計画の後期計画にあたり、平成 22 年度から 26 年度までが計画期間となります。

なお、計画に掲げる取り組みは、計画最終年度の平成 26 年度を目標年度としますが、保育関連の目標数値は、国の新待機児童ゼロ作戦の最終年度にあたる平成 29 年度を目標とします。



5 . 計画の策定体制

(1) 次世代育成支援対策地域協議会の開催

前期計画の点検・評価と、後期計画の策定において広く意見を聴取し、意見交換及び審議を行うため、児童の保健や福祉に関わっている地域の方々や学識経験者、行政職員等により構成される「恩納村次世代育成支援対策地域協議会」を設置し協議を行いました。

第 1 回	平成22年 2 月12日	・ 計画概要説明、村の現状報告
第 2 回	平成22年 3 月 2 日	・ 前期計画の点検、評価
第 3 回	平成22年 3 月26日	・ 後期計画素案の審議

6. 住民の声の聴取

(1) アンケートの実施

調査の目的

後期計画を策定するにあたり、村内の子どもや子育て家庭の実態を把握する必要がありました。このため、統計データでは把握できない保育サービスの利用意向や子育て家庭の就労状況、世帯の状況等から家族類型別の保育ニーズを把握するとともに、遊び場や放課後児童対策、生活環境など、広く子を持つ家庭や子どもたちが抱えている困りごと、要望を聴取し、計画策定の基礎資料とするために調査を実施しました。

調査対象と配布件数

- (ア) 就学前の乳幼児（0歳～6歳）のいる世帯
- (イ) 小学生（小学1年生～小学6年生）の児童のいる世帯
- (ウ) 中学生（本人）

調査の方法

- (ア) 就学前の乳幼児（0歳～6歳）のいる世帯
 - ・ 公立の幼稚園、保育所に依頼し、保護者への調査票の配布・回収を行いました。
 - ・ 公立の幼稚園、保育所を利用していない世帯については、調査員（民生委員）による調査票の配布・回収を行いました。
- (イ) 小学生（小学1年生～小学6年生）の児童のいる世帯
 - ・ 村内小学校に依頼し、保護者への調査票の配布・回収を行いました。
- (ウ) 中学生（本人）
 - ・ 村内中学校に依頼し、生徒本人への調査票の配布・回収を行いました。

調査基準日

平成21年1月1日現在

調査期間

平成21年1月26日～平成21年2月6日

回収状況

調査対象	配布数	回収数	有効回収数	有効回収率
就学前の乳幼児のいる世帯	459	364	362	78.9%
小学生の児童のいる世帯	441	340	340	77.1%
中学生（本人）	339	303	294	89.7%
計	1,239	1,007	996	80.4%

第2章 計画の基本的な考え方



1. 基本理念

次世代育成支援行動計画は10年間の計画であり、また村の子育て施策においても大きな目標の変更はないことから、後期計画においても前期で掲げた理念や目標を引き続き掲げます。

すべての子どもがすこやかに育ち、 また両親が安心して楽しく子育てのできる村

子どもたちは限りない可能性を持って生まれ、家庭や地域、学校等における様々な体験・交流・教育を通して、一人ひとりが豊かな個性や人間性、社会性といった「生きる力」を身につけていきます。次代を担う子どもたちの可能性を伸ばし、のびのびと、そして健やかに育っていくように、子どもたちの主体的な成長を支える環境づくりを目指します。

また、子育ての基本的な場である家庭においては、親が心と体にゆとりを持って子育てできることが理想の姿です。そのためには、地域が子育て家庭にとって「安全」・「安心」な場である必要があることから、保健・医療・保育等サービス、教育、生活環境などにおいて、すべての子育て家庭に配慮した整備を行い、安心して子どもを産み育てることができる環境づくりを目指します。さらに、隣近所のつきあいから地区の活動等、地域ぐるみでの子どもとの関わりによる子育て支援の継続により、子どもが健全に育つ村づくりを目指します。

2. 計画の視点

(1) 子どもの視点

子どもの健やかな成長を育むために、子どもの幸せを第一に考え、家庭環境の違いや社会適応性・障害の有無などで子どもが差別されることがないように、子どもの権利を擁護することに努めます。また、子どもの利益を最大限に尊重するという意識を住民一人ひとりが認識し、すべての子どもがのびのび生活し、心豊かに育つまちづくりを推進します。

(2) 次代を担う人づくりの視点

子どもは次の時代の担い手であり、様々な交流や体験活動等を通し、豊かな人間性と社会性を育んでいきます。このため次代の人づくりの視点に立ち、このような機会の提供を支援するとともに、子どもが将来自立して家庭を持ち、子育てを行うために大切な知識や意識を育む機会を設けるなど、次代の親づくりのための取り組みを展開します。

(3) 親育て（親の子育て力の向上）の視点

家庭は子どもの人格形成の上で極めて重要であることを親自身が強く認識し、改めて子育てについて考えていくことが必要です。そのため、子育てに対する親の心構えや男女が協力して行う子育てについての啓発・学習機会を設けるなどの取り組みに努めます。また、子育て家庭が抱える様々な不安や悩みを解消するために、家庭や子育ての問題を地域の課題として捉え、地域ぐるみで子育て支援に向けた取り組みを推進し、家庭生活にゆとりが生まれるよう「親育て」を支援していきます。

(4) 社会全体による支援の視点

子育ての基本的役割は家庭にあるものの、子どもの健やかな成長のためには、地域や企業、関係機関、行政等がそれぞれの役割を担い、連携と協働により子育てを地域社会全体で行っていくことが重要です。地域の特性を踏まえながら、地域社会による子育て機能や教育力の向上を図る取り組みを推進します。

(5) サービス利用者の視点

核家族化の進行や共働きの増加、価値観の多様化などにより、子育て家庭の生活実態や子育て支援サービス等へのニーズも多様化してきています。このような多様なニーズに柔軟に対応できるように、利用者の視点に立った事業や施策の展開を図ります。また人材育成や情報公開等により、サービスの質を向上させていく取り組みを進めます。

3. 基本目標

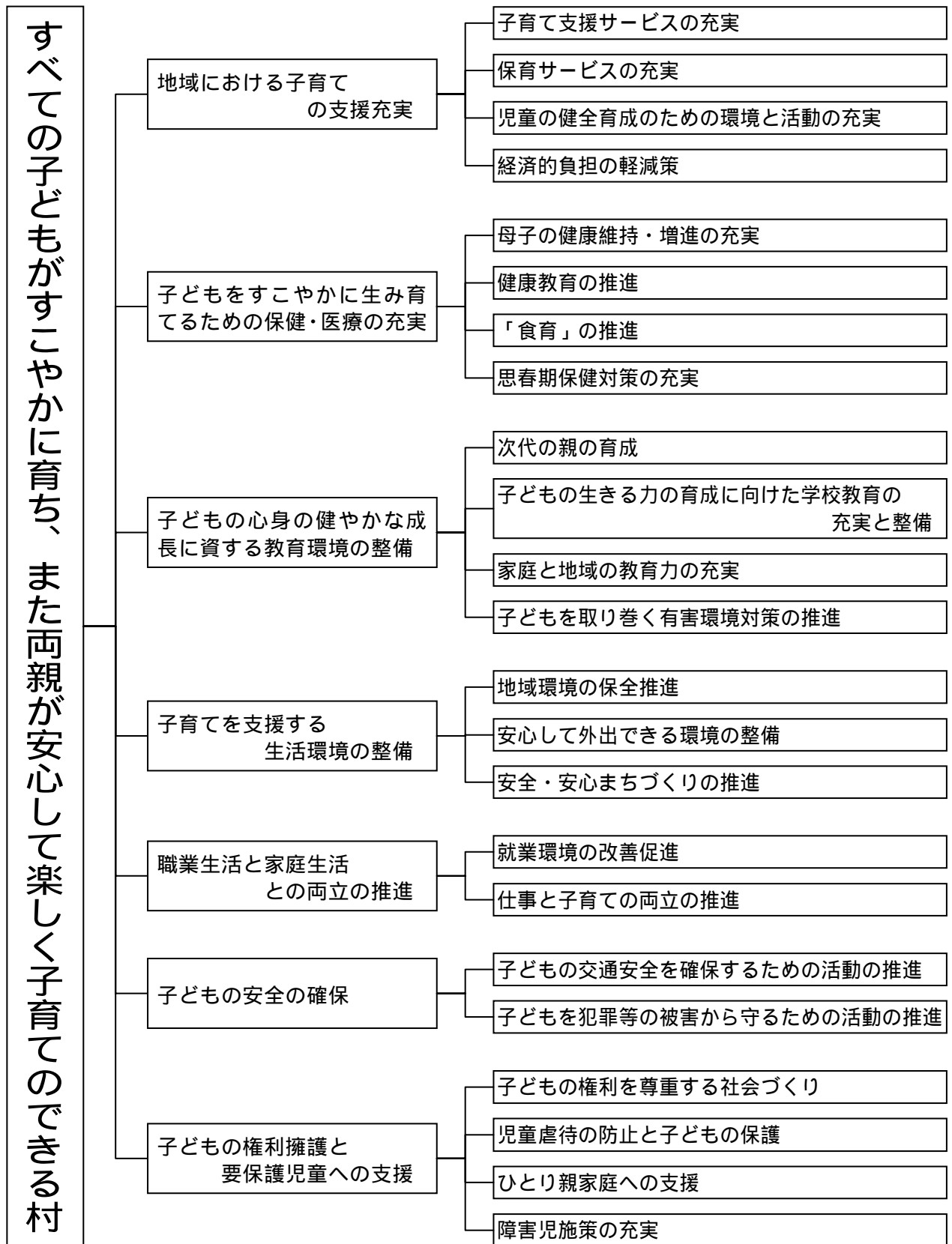
- 基本目標1 地域における子育ての支援充実
- 基本目標2 子どもを健やかに生み育てるための保健・医療の充実
- 基本目標3 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備
- 基本目標4 子育てを支援する生活環境の整備
- 基本目標5 職業性活動と家庭生活との両立の推進
- 基本目標6 子どもの安全の確保
- 基本目標7 子どもの権利擁護と要保護児童への支援

4. 施策の体系

基本理念

基本目標

施策の方向性



第3章 子どもと子育て家庭を取り巻く状況



1. 少子化の動向

(1) 総人口・年齢三区分別人口の推移

村の総人口は平成20年までは増加していましたが、21年は減少に転じ、10,286人となっています。年齢三区分別にみると、年少人口が減少傾向で推移しているのに対し、老年人口は一貫して増加しています。

平成22年以降は概ね横ばいで推移し、計画目標年にあたる26年は10,401人、29年には10,317人になると推計されています。年齢三区分別では、年少人口は減少し、老年人口は増加すると予測されます。また、構成比は老年人口のみ上昇します。

総人口・年齢三区分別人口の推移

単位：人、%

		平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	
恩納村	実数	総人口	10,165	10,266	10,295	10,332	10,286
		年少人口 (0～14歳)	1,623	1,602	1,610	1,574	1,585
		生産年齢人口 (15～64歳)	6,592	6,685	6,690	6,704	6,619
		老年人口 (65歳以上)	1,950	1,979	1,995	2,054	2,082
	構成比	年少人口	16.0	15.6	15.6	15.2	15.4
		生産年齢人口	64.8	65.1	65.0	64.9	64.3
		老年人口	19.2	19.3	19.4	19.9	20.2
沖縄県	構成比	年少人口	18.7	18.5	18.3	18.2	18.0
		生産年齢人口	65.8	65.6	65.4	65.2	65.0
		老年人口	15.5	15.9	16.3	16.6	17.0

資料 村：「住民基本台帳」各年4月1日現在

県：「住民基本台帳人口の概要」平成7、12年は10月1日現在 17～20年は4月1日現在

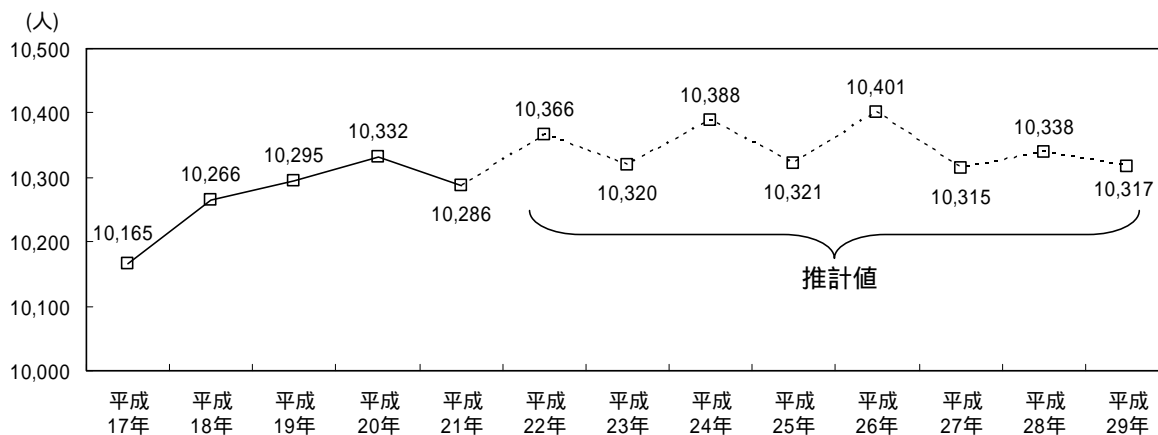
総人口・年齢三区分別人口の推計

単位：人、%

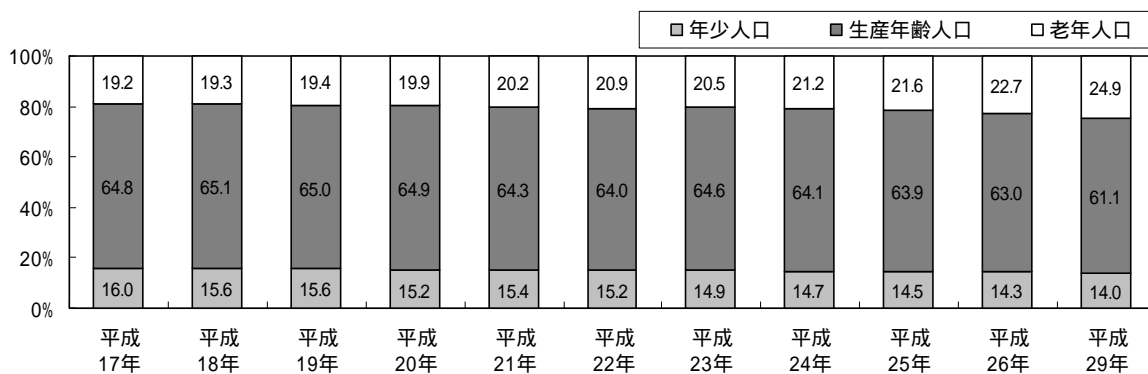
		平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成29年
実数	総人口	10,366	10,320	10,388	10,321	10,401	10,317
	年少人口 (0～14歳)	1,571	1,541	1,531	1,500	1,487	1,445
	生産年齢人口 (15～64歳)	6,632	6,663	6,658	6,590	6,550	6,300
	老年人口 (65歳以上)	2,163	2,116	2,199	2,231	2,364	2,572
構成比	年少人口	15.2	14.9	14.7	14.5	14.3	14.0
	生産年齢人口	64.0	64.6	64.1	63.9	63.0	61.1
	老年人口	20.9	20.5	21.2	21.6	22.7	24.9

資料：「住民基本台帳」より推計（コーホート変化率法による）

総人口の推移と推計



年齢三区分別人口の推移と推計



(2) 児童人口の推移

児童人口の推移

児童人口（18歳未満人口）は減少傾向にあり、平成21年は1,904人となっています。

年齢階級別にみると、就学前児童である「0～5歳」は平成19年までは減少していましたが、20年以降、増加に転じています。小学生にあたる「6～11歳」は18年を境に減少しています。

中学生にあたる「12～14歳」と高校生にあたる「15～17歳」は、増減を繰り返しながら、概ね減少傾向で推移しています。

計画期間中の平成22年から26年は、各年齢階級とも概ね減少すると推計されています。

児童人口の推移

単位：人、%

年齢		平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年
実数	0～5歳	597	577	575	581	594
	6～11歳	666	698	692	654	644
	12～14歳	360	327	343	339	347
	15～17歳	352	352	337	362	319
	総数	1,975	1,954	1,947	1,936	1,904
対総人口比		19.4	19.0	18.9	18.7	18.5

資料：「住民基本台帳」各年4月1日現在

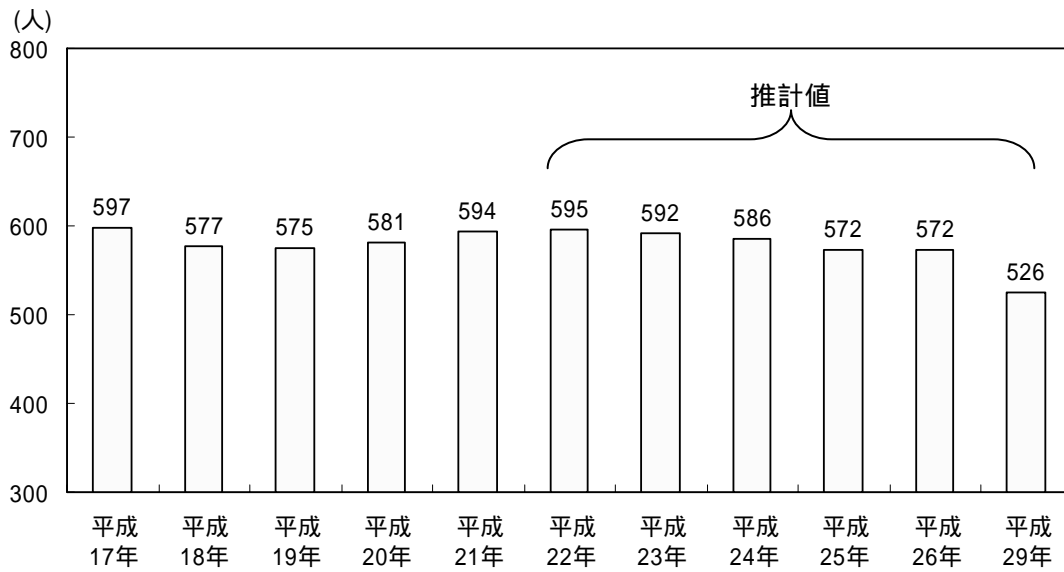
児童人口の推計

単位：人、%

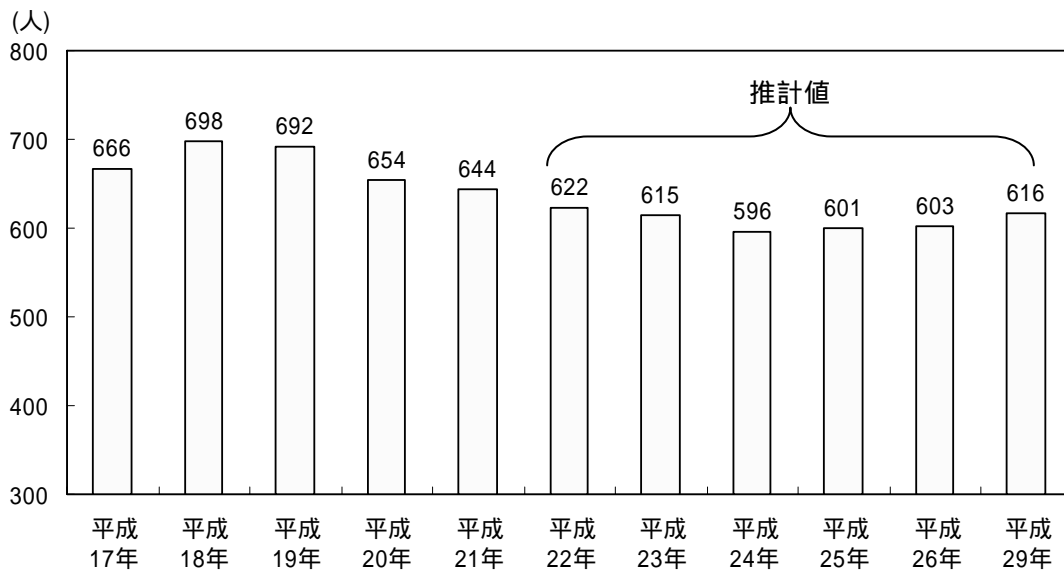
年齢		平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成29年
推計値	0～5歳	595	592	586	572	572	526
	6～11歳	622	615	596	601	603	616
	12～14歳	354	334	349	327	312	303
	15～17歳	332	329	340	348	329	307
	総数	1,903	1,870	1,871	1,848	1,816	1,752
対総人口比		18.4%	18.1%	18.0%	17.9%	17.5%	17.0%

資料：「住民基本台帳」より推計（コーホート変化率法による）

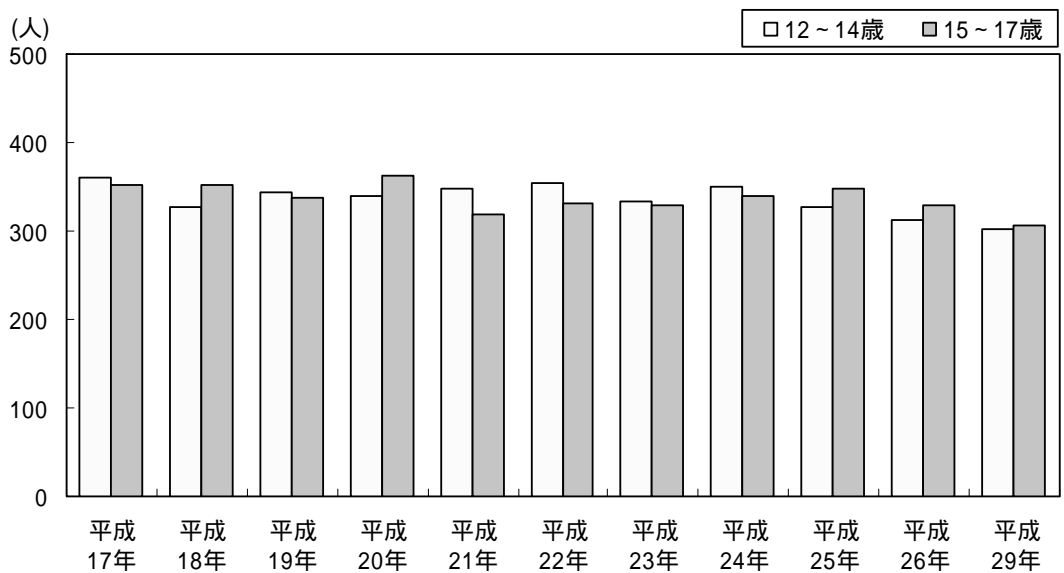
就学前の推計



小学生の推計



中学、高校生の推計



8歳までの人口推計値

計画初年度の平成22年、最終年の平成26年、新待機児童ゼロ作戦最終年の平成29年についてみると、8歳のみ一貫して増加すると予測されています。

5歳は26年までは増加するものの、その後は減少に転じると予想されます。

その他の年齢は概ね減少傾向で推移すると推計されています。

推計児童人口

単位：人

	22年	26年	29年
0歳	94	86	82
1歳	116	89	87
2歳	87	88	85
3歳	101	93	89
4歳	98	97	89
5歳	99	119	94
6歳	100	93	96
7歳	104	105	100
8歳	91	102	120
計	890	872	842

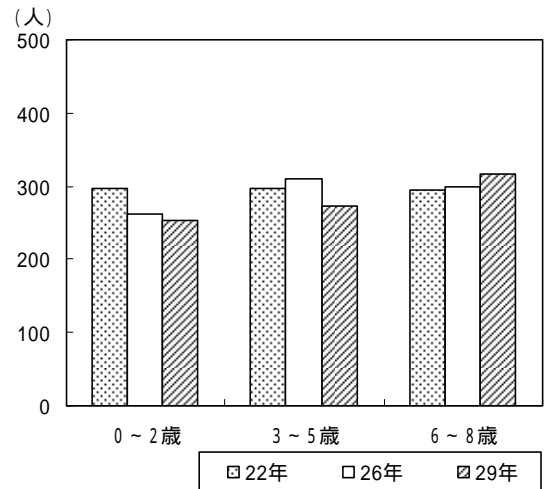
年齢区分別推計児童人口

単位：人

	22年	26年	29年
0～2歳	297	263	254
3～5歳	298	309	272
就学前計	595	572	526
6～8歳	295	300	316

資料：「住民基本台帳」より推計（コーホート変化率法による）

年齢区分別推計児童人口（就学前、小学低学年）



地区別・年齢階級別児童人口

地区別の児童人口をみると、山田が254人ともっとも多く、13.2%となっています。次いで、仲泊が244人(12.7%)、南恩納が236人(12.3%)で、以上の3地区で全体の38.2%と約4割を占めます。児童人口がもっとも少ないのは、真栄田と宇加地で、ともに32人(1.7%)となっています。

地区別・年齢階級別児童人口

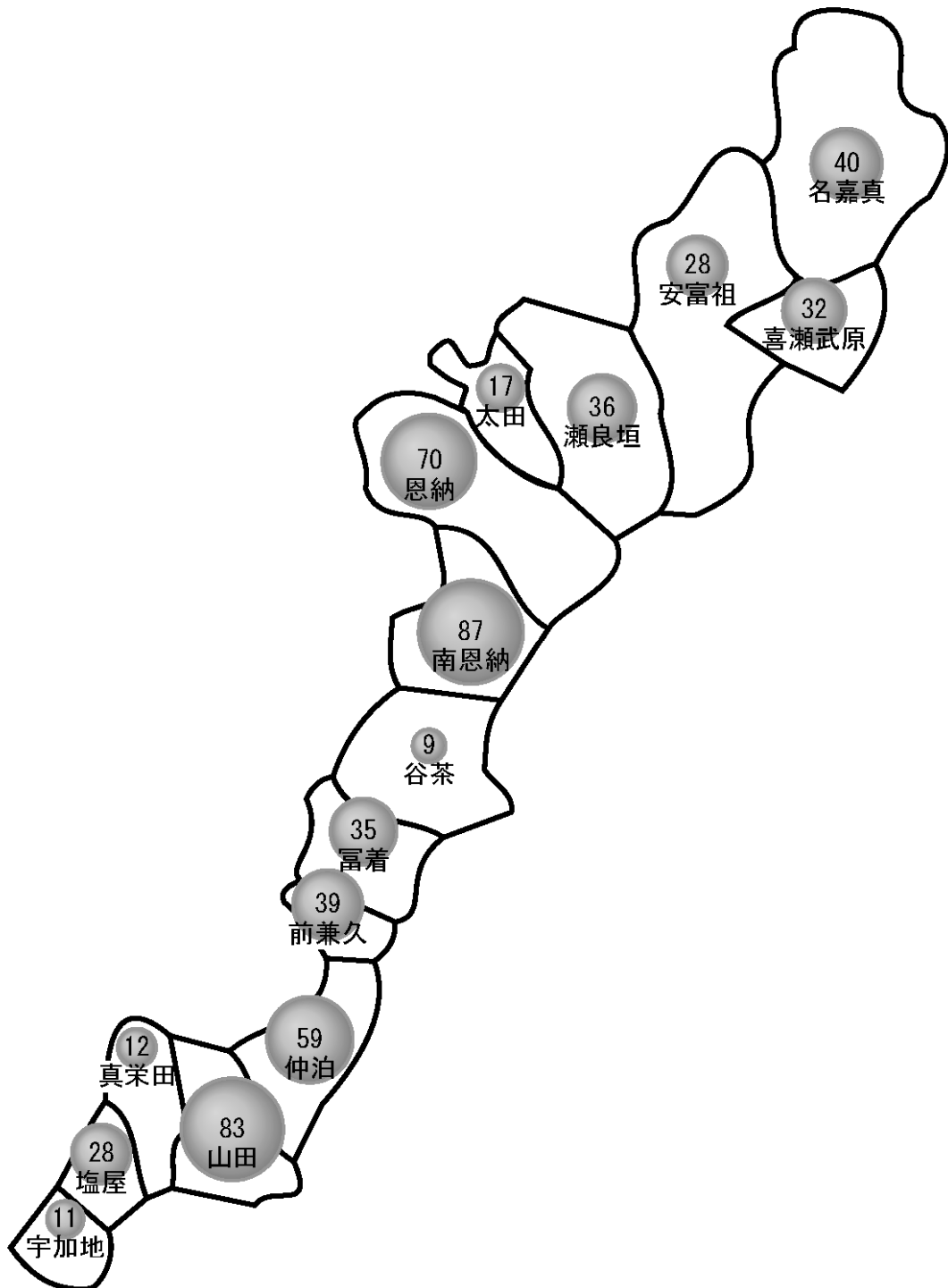
単位：人、%

地区名	児童人口		0～5歳		6～11歳		12～14歳		15～17歳	
	人口	構成比	人口	構成比	人口	構成比	人口	構成比	人口	構成比
名嘉真	124	6.4	40	6.8	29	4.6	27	7.6	28	8.1
喜瀬武原	92	4.8	32	5.5	31	4.9	10	2.8	19	5.5
安富祖	144	7.5	28	4.8	56	8.8	32	9.0	28	8.1
瀬良垣	105	5.5	36	6.1	31	4.9	16	4.5	22	6.4
太田	84	4.4	17	2.9	28	4.4	22	6.2	17	4.9
恩納	199	10.3	70	11.9	65	10.2	37	10.4	27	7.8
南恩納	236	12.3	87	14.8	85	13.4	34	9.5	30	8.7
谷茶	50	2.6	9	1.5	15	2.4	11	3.1	15	4.3
富着	86	4.5	35	6.0	27	4.2	11	3.1	13	3.8
前兼久	159	8.3	39	6.7	60	9.4	30	8.4	30	8.7
仲泊	244	12.7	59	10.1	75	11.8	57	16.0	53	15.3
山田	254	13.2	83	14.2	86	13.5	46	12.9	39	11.3
真栄田	32	1.7	12	2.0	14	2.2	3	0.8	3	0.9
塩屋	84	4.4	28	4.8	26	4.1	16	4.5	14	4.0
宇加地	32	1.7	11	1.9	8	1.3	5	1.4	8	2.3
総数	1,925		586		636		357		346	

資料：「住民基本台帳」平成22年2月28日現在

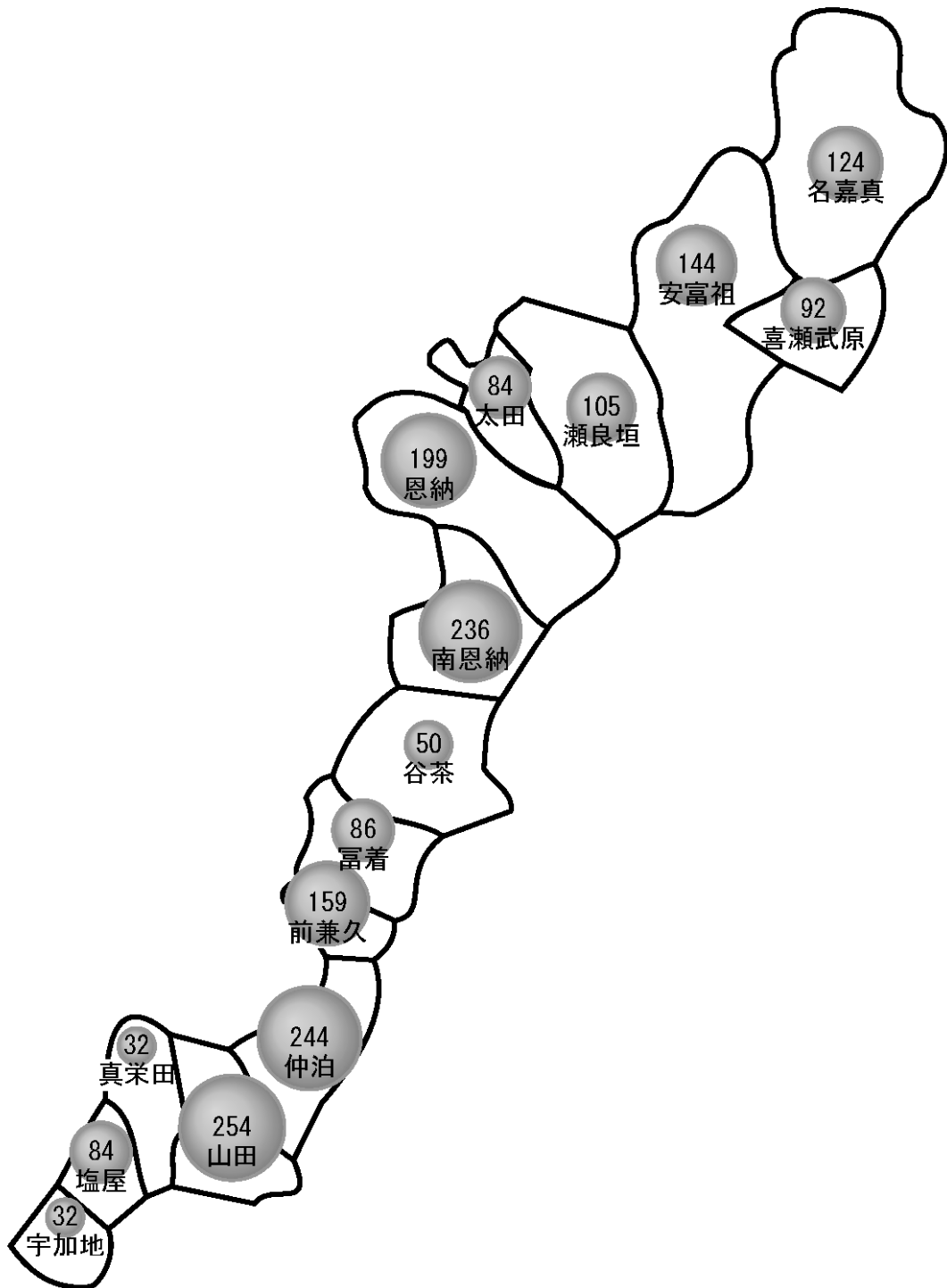
6歳未満（平成22年2月28日現在）

単位：人



18歳未満（平成22年2月28日現在）

単位：人



(3) 自然動態・社会動態

自然動態をみると、平成18年までは出生数が死亡数を上回っていましたが、平成19年は同数となっています。

社会動態では、平成18年を除いて転入数が転出数を上回っており、平成19年の増加数は38人となっています。

自然動態・社会動態

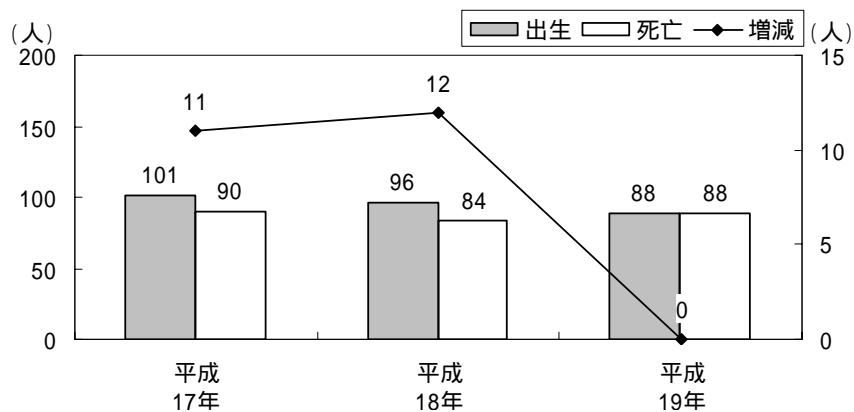
単位：人

年度	自然動態			社会動態						
	出生	死亡	増減	増加数			減少数			増減
				転入	その他	転入計	転出	その他	転出計	
平成17年	101	90	11	834	27	861	729	18	747	114
平成18年	96	84	12	724	28	752	752	9	761	9
平成19年	88	88	0	735	13	748	703	7	710	38

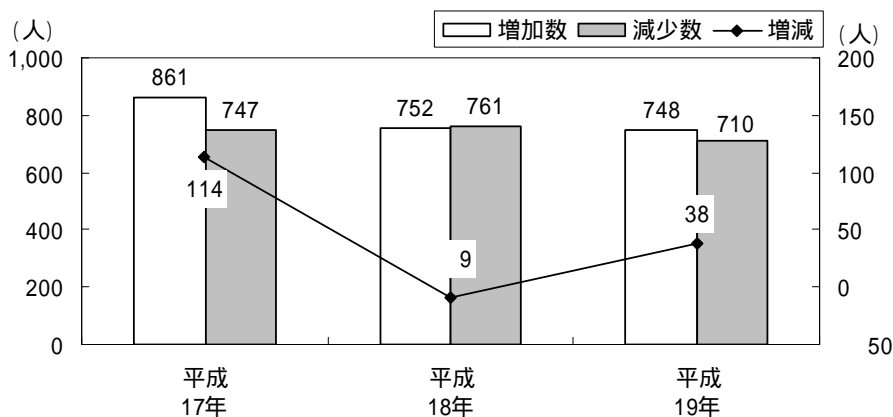
資料：自然動態：沖縄県「衛生統計年報」

社会動態：沖縄県統計年鑑

自然動態



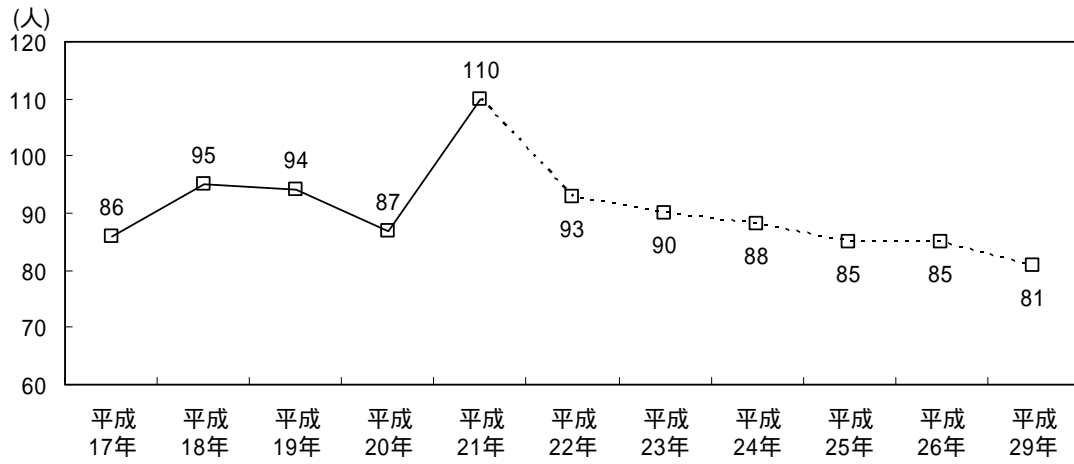
社会動態



(4) 出生数の推計

出生数は平成21年で110人ともっとも高くなっています。今後は緩やかに減少し、平成26年には85人、29年には81人になると推計されます。

出生数の推計



(5) 出生率

母親の年齢階級別出生数

出生数を母親の年齢階級別にみると、平成17年までは「25～29歳」の出生数がもっとも多くなっていましたが、平成18年以降は「30～34歳」の出生数がもっとも多くなっています。また、「20～24歳」の出生数は減少しています。

母親の年齢階級別出生数

単位：人

年齢階級	平成7年	平成12年	平成17年	平成18年	平成19年
15～19歳	3	2	2	4	2
20～24歳	26	19	17	14	14
25～29歳	26	27	33	31	25
30～34歳	18	19	31	32	28
35～39歳	16	10	14	14	18
40～44歳	2	2	4	1	1
45～49歳	0	1	0	0	0
計	91	80	101	96	88

資料：沖縄県「衛生統計年報」

出生率

平成19年の村の出生率は9.0‰で、低下傾向にあります。また、各年とも県を下回る状況にあります。

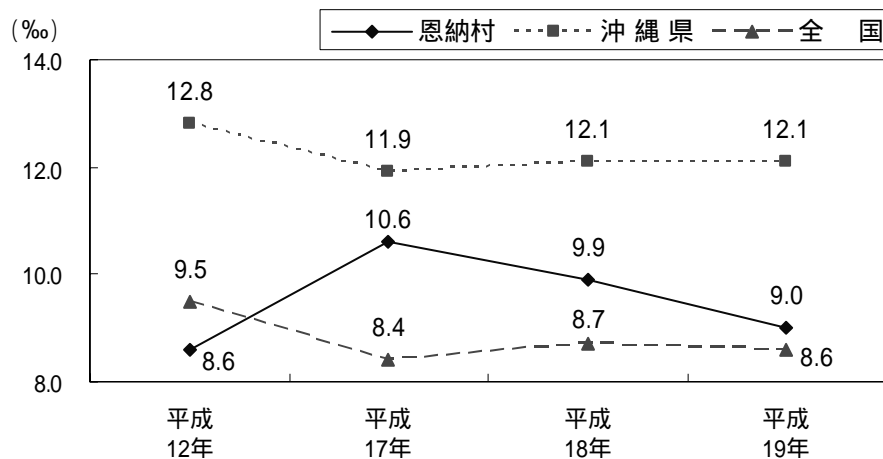
出生率の推移

単位：率（人口千対）

	平成12年	平成17年	平成18年	平成19年
恩納村	8.6	10.6	9.9	9.0
沖縄県	12.8	11.9	12.1	12.1
全国	9.5	8.4	8.7	8.6

資料：沖縄県「衛生統計年報」

出生率の推移



合計特殊出生率

合計特殊出生率は平成 19 年までは低下していましたが、20 年は上昇に転じ、1.62 人となっています。

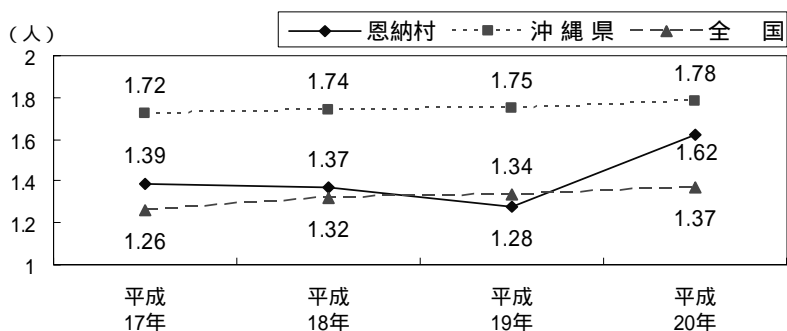
合計特殊出生率の推移

単位：人

	平成 17 年	平成 18 年	平成 19 年	平成 20 年
恩納村	1.39	1.37	1.28	1.62
沖縄県	1.72	1.74	1.75	1.78
全国	1.26	1.32	1.34	1.37

資料：県・国は厚生労働省資料、村は実績人口と出生数より算出

合計特殊出生率の推移



(6) 婚姻

本村の婚姻率は、平成 7 年には 7.5‰と県や全国を大きく上回っていましたが、12 年以降は県、全国を下回る傾向にあります。

婚姻

単位：件、率（人口千対）

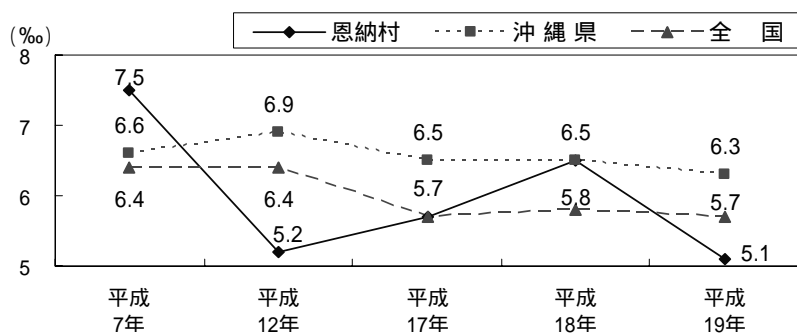
		平成 7 年	平成 12 年	平成 17 年	平成 18 年	平成 19 年
恩納村	婚姻件数	65	48	55	63	50
	婚姻率	7.5	5.2	5.7	6.5	5.1
沖縄県	婚姻件数	8,401	9,077	8,808	8,853	8,620
	婚姻率	6.6	6.9	6.5	6.5	6.3
全国	婚姻率	6.4	6.4	5.7	5.8	5.7

資料 村：沖縄県「衛生統計年報」

県・全国：「福祉保健所活動概況」

$$\text{婚姻率} = \frac{\text{年間婚姻届出件数}}{\text{10月1日現在人口}} \times 1000$$

婚姻率の推移



(7) 離婚

離婚率は平成7年には2.5%と県を上回っていましたが、その他の年では県より低く推移しています。

離婚

単位：件、率（人口千対）

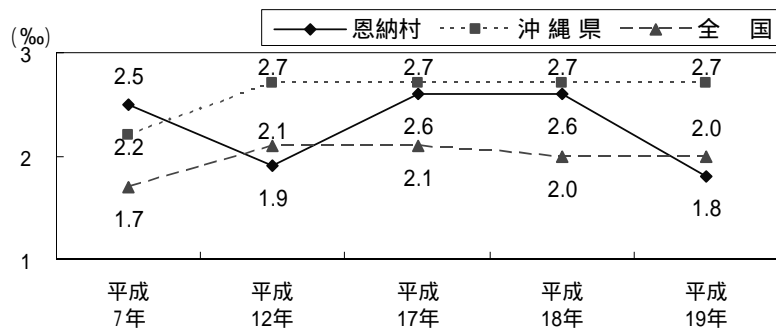
		平成7年	平成12年	平成17年	平成18年	平成19年
恩納村	離婚件数	22	18	25	25	18
	離婚率	2.5	1.9	2.6	2.6	1.8
沖縄県	離婚件数	2,804	3,589	3,666	3,650	3,698
	離婚率	2.2	2.7	2.7	2.7	2.7
全国	離婚率	1.7	2.1	2.1	2.0	2.0

資料 村：沖縄県「衛生統計年報」

県・全国：「福祉保健所活動概況」

$$\text{離婚率} = \frac{\text{年間離婚届出件数}}{\text{10月1日現在人口}} \times 1000$$

離婚率の推移



(8) 未婚率

女性の未婚率

女性の未婚率は各年齢階級とも高くなる傾向にあります。特に、25歳から39歳の伸びが大きく、いずれも昭和60年から平成17年の間に約20ポイント上昇しています。

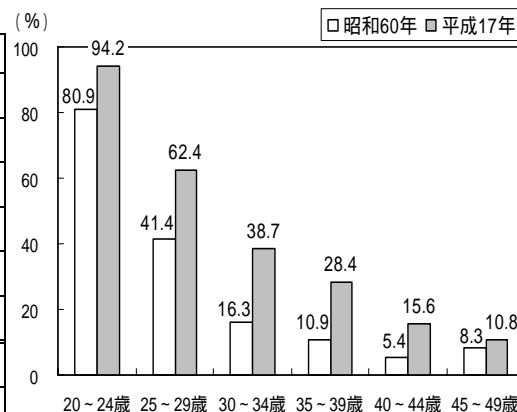
女性の未婚率の推移

単位：％ (％)

年齢		昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年
恩納村	20～24歳	80.9	84.1	85.0	88.2	94.2
	25～29歳	41.4	48.5	58.4	59.8	62.4
	30～34歳	16.3	21.9	26.7	34.2	38.7
	35～39歳	10.9	10.7	17.1	18.5	28.4
	40～44歳	5.4	8.9	7.8	13.5	15.6
	45～49歳	8.3	4.6	8.3	9.1	10.8
沖縄県	20～24歳	73.2	79.4	81.7	81.1	82.7
	25～29歳	33.2	39.5	48.7	53.9	55.4
	30～34歳	15.9	17.2	21.9	29.1	33.8
	35～39歳	10.0	10.8	12.5	15.8	19.9
	40～44歳	6.8	8.4	9.8	10.5	13.5
	45～49歳	5.5	6.3	8.7	8.9	10.3

資料：総務省「国勢調査」

女性の未婚率の推移



男性の未婚率

男性の未婚率は「20～24歳」は横ばいとなっていますが、その他の年齢階級では女性同様に高くなる傾向にあります。25歳以上の年齢階級では、女性の未婚率を大きく上回っており、40歳以上でも3割程度が未婚となっています。

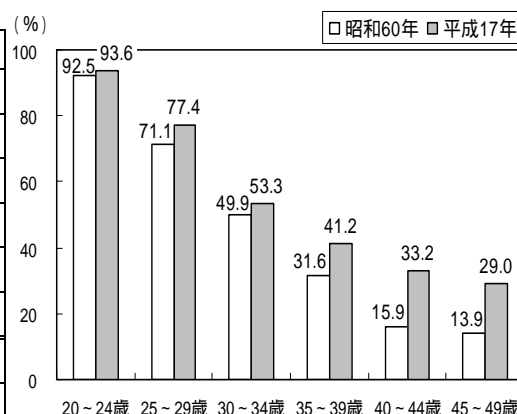
男性の未婚率の推移

単位：％ (％)

年齢		昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年
恩納村	20～24歳	92.5	92.2	91.9	91.8	93.6
	25～29歳	71.1	76.8	75.9	73.7	77.4
	30～34歳	49.9	50.2	57.7	53.0	53.3
	35～39歳	31.6	35.4	38.3	49.4	41.2
	40～44歳	15.9	25.2	30.7	33.0	33.2
	45～49歳	13.9	12.4	24.8	27.4	29.0
沖縄県	20～24歳	85.3	87.8	88.9	88.1	88.6
	25～29歳	56.1	57.5	63.6	66.4	66.6
	30～34歳	34.0	36.2	38.0	43.5	46.6
	35～39歳	20.6	25.2	29.0	28.6	31.3
	40～44歳	12.7	16.9	22.7	24.8	24.9
	45～49歳	9.2	11.4	16.6	20.5	23.2

資料：総務省「国勢調査」

男性の未婚率の推移



(9) 世帯の動向

世帯構成の推移

村の総世帯数は増加しており、平成17年は3,489世帯となっています。世帯種別では親族世帯の比率が低下し、単独世帯の比率が上昇しています。単独世帯の比率は県を上回っています。

親族世帯の内訳をみると、平成17年では、核家族世帯が半数を占め、三世帯世帯を含むその他の親族世帯は1割に留まっています。また、「夫婦のみ世帯」「男親と子どもからなる世帯」「女親と子どもからなる世帯」が増加する反面、「夫婦と子どもからなる世帯」が減少しています。

世帯構成の推移

単位：世帯、%

	昭和60年			平成2年			平成7年			平成12年			平成17年		
	世帯数	構成比		世帯数	構成比		世帯数	構成比		世帯数	構成比		世帯数	構成比	
			沖縄県			沖縄県			沖縄県			沖縄県			沖縄県
総数	2,130	100.0	100.0	2,487	100.0	100.0	2,708	100.0	100.0	2,915	100.0	100.0	3,489	100.0	100.0
親族世帯	1,741	81.7	82.0	1,887	75.9	80.6	1,997	73.7	77.7	2,126	72.9	75.2	2,278	65.3	71.8
核家族世帯	1,189	55.8	65.9	1,372	55.2	66.8	1,508	55.7	65.5	1,668	57.2	64.5	1,831	52.5	62.1
(1)夫婦のみ世帯	173	8.1	10.4	252	10.1	11.6	290	10.7	12.2	331	11.4	13.0	393	11.3	13.6
(2)夫婦と子どもからなる世帯	816	38.3	45.4	883	35.5	44.0	932	34.4	41.6	1,022	35.1	39.0	1,052	30.2	35.5
(3)男親と子どもからなる世帯	32	1.5	1.4	39	1.6	1.6	51	1.9	1.7	47	1.6	1.8	61	1.7	1.9
(4)女親と子どもからなる世帯	168	7.9	8.7	198	8.0	9.6	235	8.7	10.1	268	9.2	10.7	325	9.3	11.0
その他の親族世帯	552	25.9	16.1	515	20.7	13.8	489	18.1	12.2	458	15.7	10.7	447	12.8	9.7
非親族世帯	5	0.2	0.2	1	0.04	0.1	12	0.4	0.3	9	0.3	0.5	16	0.5	0.8
単独世帯	384	18.0	17.8	599	24.1	19.3	699	25.8	21.9	780	26.8	24.3	1,195	34.3	27.4

資料：総務省「国勢調査」

構成比 = 総数に対する割合

児童のいる世帯の状況

1世帯あたりの18歳未満の児童数は減少しており、昭和60年の2.35人が平成17年には2.00人となっています。6歳未満は増減を繰り返しながら推移しており、平成17年は1.42人となっています。

児童のいる世帯の状況

単位：人

	昭和60年			平成2年			平成7年			平成12年			平成17年		
	一般	6歳未満	18歳未満	一般	6歳未満	18歳未満	一般	6歳未満	18歳未満	一般	6歳未満	18歳未満	一般	6歳未満	18歳未満
総数	3.77	1.51	2.35	3.33	1.36	2.16	3.13	1.38	2.09	3.00	1.48	2.04	2.69	1.42	2.00
親族世帯	4.39	1.51	2.35	4.07	1.36	2.17	3.89	1.38	2.09	3.74	1.48	2.05	3.59	1.42	2.00
核家族世帯	3.77	1.50	2.39	3.57	1.37	2.18	3.44	1.38	2.09	3.38	1.48	2.10	3.28	1.44	2.00
(1)夫婦のみ世帯	2.00	0.00	0.00	2.00	0.00	0.00	2.00	0.00	0.00	2.00	0.00	0.00	2.00	0.00	0.00
(2)夫婦と子どもからなる世帯	4.40	1.51	2.43	4.27	1.38	2.23	4.12	1.39	2.15	4.05	1.48	2.13	3.98	1.45	2.03
(3)男親と子どもからなる世帯	2.94	1.00	1.73	2.77	1.50	1.86	2.71	1.00	1.50	2.79	1.00	1.75	2.67	1.00	1.45
(4)女親と子どもからなる世帯	2.71	1.36	2.09	2.64	1.10	1.83	2.67	1.25	1.77	2.65	1.47	1.91	2.66	1.32	1.90
その他の親族世帯	5.73	1.53	2.30	5.40	1.34	2.15	5.28	1.40	2.09	5.03	1.50	1.92	4.84	1.33	2.00

資料：総務省「国勢調査」

一般 一般世帯の1世帯あたりの親族人員

6歳未満 6歳未満親族のいる一般世帯の1世帯あたり6歳未満親族人員

18歳未満 18歳未満親族のいる一般世帯の1世帯あたり18歳未満親族人員

(10) 母子世帯

平成20年3月末現在の母子世帯数は140世帯であり、総世帯数に占める割合は3.8%となっています。母子世帯になった原因を見ると、「離別」がもっとも多く77.1%を占めますが、管内や県に比べて低くなっています。一方、「未婚」は17.1%と、管内、県を5ポイント以上上回っています。

母子世帯

単位：世帯、%

	総世帯数 (A)	母子世帯		原因別					
		総数 (B)	構成比 B/A	死別	離別	遺棄	未婚	その他	計
恩納村	3,702	140	3.8%	5 (3.6%)	108 (77.1%)	0 (0.0%)	24 (17.1%)	3 (2.1%)	140 (100.0%)
福祉保健所管内	176,877	7,373	4.2%	100 (1.4%)	6,180 (83.8%)	30 (0.4%)	748 (10.1%)	315 (4.3%)	7,373 (100.0%)
沖縄県	509,348	20,377	4.0%	259 (1.3%)	16,810 (82.5%)	78 (0.4%)	2,303 (11.3%)	927 (4.5%)	20,377 (100.0%)

資料 村：「福祉保健所活動概況」（平成20年3月末現在）

県：県統計課とりまとめによる資料（平成20年4月1日）

（ ）内は母子世帯総数に対する割合

2. 産業・就労の状況

(1) 産業別事業所数の推移

村内の事業所総数は平成13年までは増加していましたが、18年は減少に転じ、578か所となっています。産業別にみても、各産業とも平成18年は減少しています。業種別では、「運輸・通信業」が減少し続けているほか、「サービス業」では平成13年から18年の間に30か所減少しています。

産業別事業所数の推移

単位：事業所

	平成8年	平成13年	平成18年
事業所総数	605	621	578
第一次産業	2	6	2
第二次産業	61	66	57
鉱業	0	0	0
建設業	42	45	38
製造業	19	21	19
第三次産業	542	549	519
電気・ガス・熱供給・水道	1	1	1
運輸・通信業	29	28	20
卸売・小売・飲食業	298	287	290
金融・保険業	2	3	3
不動産業	20	20	23
サービス業	182	200	171
公務	10	10	11

資料：総務省「事業所・企業統計調査」

(2) 産業別就業者数の推移

産業別就業者数の推移をみると、第一次産業は平成12年までは減少していましたが、17年は増加に転じ、804人となっています。第二次産業は増減を繰り返しながら推移していますが、概ね減少傾向にあり、平成17年では563人となっています。一方、第三次産業は増加を続けており、昭和60年から平成17年にかけて1,000人以上の増加がみられます。産業別の就業率をみると、第三次産業のみ比率が上昇しており、平成17年では全体の約7割を占めています。

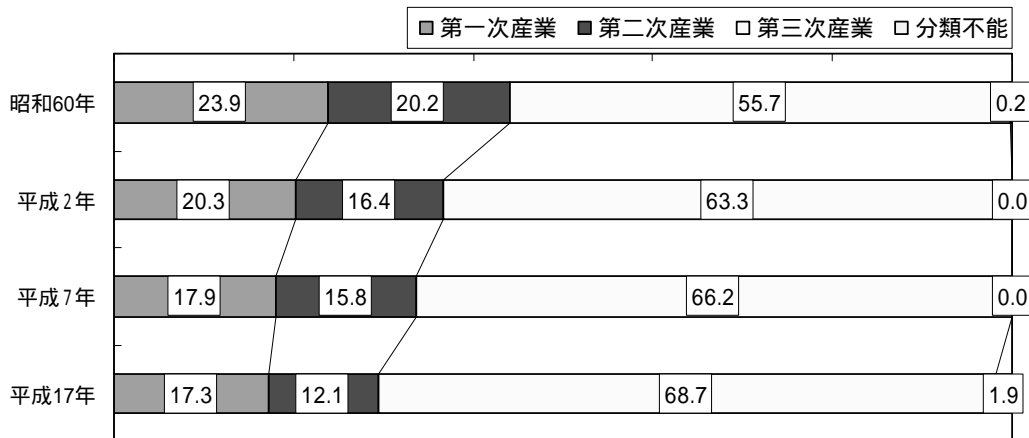
産業別就業者数の推移

単位：人

産業	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年
第一次産業	932	839	777	770	804
第二次産業	787	681	683	698	563
第三次産業	2,171	2,623	2,868	2,913	3,197
分類不能	7	0	2	3	88

資料：総務省「国勢調査」

産業別就業率の推移



(3) 産業別男女別就業者数の推移

本村の就業者数は男女ともに増加しています。産業別にみると、第一次産業では男女ともに漁業従事者が増加傾向にあります。第二次産業では、女性の建設業従事者が増加していましたが、17年は減少に転じています。第三次産業では「卸売・小売・飲食業」の伸びが顕著で、男女ともに平成12年から17年の間で倍増しています。

産業別男女別就業者数の推移

単位：人

	昭和60年		平成2年		平成7年		平成12年		平成17年	
	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
総数	2,444	1,453	2,536	1,607	2,597	1,733	2,589	1,795	2,666	1,986
第一次産業	608	324	591	248	556	221	541	229	606	198
農業	565	321	530	244	491	210	463	203	513	173
林業	3	1	0	1	3	2	0	0	0	2
漁業	40	2	61	3	62	9	78	26	93	23
第二次産業	688	99	586	95	579	104	579	119	470	93
鉱業	0	0	8	3	8	0	6	0	1	0
建設業	549	43	464	50	460	52	467	57	371	37
製造業	139	56	114	42	111	52	106	62	98	56
第三次産業	1,144	1,027	1,359	1,264	1,460	1,408	1,468	1,445	1,535	1,662
電気・ガス・熱供給・水道	21	1	19	2	22	2	20	1	19	0
運輸・通信業	109	9	116	17	120	16	128	18	107	35
卸売・小売・飲食業	225	384	240	389	273	448	289	431	644	866
金融・保険業	11	13	9	16	10	18	14	16	11	15
不動産業	10	1	16	14	9	4	11	4	13	10
サービス業	543	579	760	774	837	861	829	920	573	686
公務	225	40	199	52	189	59	177	55	168	50
分類不能	4	3	0	0	2	0	1	2	55	33

資料：総務省「国勢調査」

3. 母子の健康と医療

(1) 妊娠届出及び親子健康手帳交付状況

親子健康手帳の交付時期の内訳をみると、「満11週以内」の届出が各年度とも8割以上を占めており、平成19年度は86.6%となっています。満28週以降の届出は、平成17年度以降みられません。

妊娠届出及び親子健康手帳交付状況

単位：件、%

	平成16年度		平成17年度		平成18年度		平成19年度	
	件数	率	件数	率	件数	率	件数	率
妊娠届出総数	109		105		91		112	
満11週以内	88	80.7	93	88.6	82	90.1	97	86.6
満12週～19週	16	14.7	12	11.4	7	7.7	13	11.6
満20週～27週	3	2.8	0	0.0	2	2.2	2	1.8
満28週以上	1	0.9	0	0.0	0	0.0	0	0.0

資料：「沖縄県の母子保健」

(2) 妊婦一般健康診査受診状況

有所見率をみると、前期健診では1割程度で推移しているのに対し、後期健診では概ね5～6割となっており、後期の有所見率が非常に高くなっています。

所見の内訳は、「貧血」が大半を占めています。

妊婦一般健康診査受診状況

単位：人、%

	平成16年度		平成17年度		平成18年度		平成19年度		
	前	後	前	後	前	後	前	後	
受診者数	95	85	103	91	93	95	107	97	
有所見者数	10	44	4	40	10	48	18	57	
有所見率	10.5	51.8	3.9	44.0	10.8	50.5	16.8	58.8	
有所見者内訳 (率)	妊婦中毒	0.0	0.0	0.0	2.5	10.0	0	5.6	1.8
	貧血	70.0	100.0	75.0	92.5	70.0	89.6	72.2	96.5
	糖尿	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	5.6	3.5
	その他	30.0	0.0	25.0	5.0	20.0	16.7	16.7	3.5

資料：「沖縄県の母子保健」

有所見率 受診者数に対する割合

(3) 乳幼児健康診査受診状況

乳幼児健診の受診率は、各健診とも概ね8割を上回っていますが、乳児健診は受診率が低下しています。1歳6か月児健診、3歳児健診の受診率は上昇傾向にあり、特に3歳児については、平成20年度は88.9%と16年度以降もっとも高い受診率となっています。

また、管内や県の受診率と比較すると、1歳6か月児、3歳児では管内や県を大きく上回っています。

乳児健康診査

単位：人、%

		平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
恩納村	対象者数	177	182	175	173	188
	受診者数	164	169	161	154	166
	受診率	92.7	92.9	92.0	89.0	88.3
	要精密検査判定比率	2.4	1.8	2.5	3.9	1.8
	要治療判定比率	0.0	0.0	1.9	1.9	1.2
	現在治療中又は観察中判定比率	1.2	0.6	3.7	1.9	0.0
管内	受診率	83.4	84.7	85.7	85.1	85.9
沖縄県	受診率	84.8	85.7	87.2	87.5	88.4

1歳6か月児健康診査

単位：人、%

		平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
恩納村	対象者数	96	103	110	87	92
	受診者数	89	88	96	86	89
	受診率	92.7	85.4	87.3	98.9	96.7
	要精密検査率	5.6	1.1	4.2	2.3	5.6
管内	受診率	84.7	83.8	84.3	85.5	85.9
沖縄県	受診率	84.1	83.9	84.0	85.7	86.6

3歳児健康診査

単位：人、%

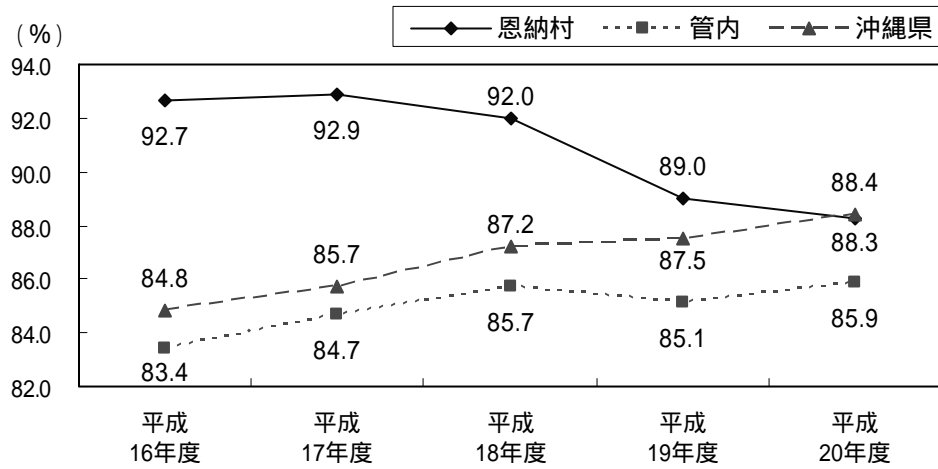
		平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
恩納村	対象者数	103	111	104	94	108
	受診者数	80	91	92	79	96
	受診率	77.7	82.0	88.5	84.0	88.9
	要精密検査率	5.0	3.3	9.8	11.4	3.1
管内	受診率	77.2	76.2	77.0	78.4	78.7
沖縄県	受診率	77.5	76.7	77.9	78.9	79.8

資料：「沖縄県の母子保健」平成20年度は「乳幼児健康診査報告書」

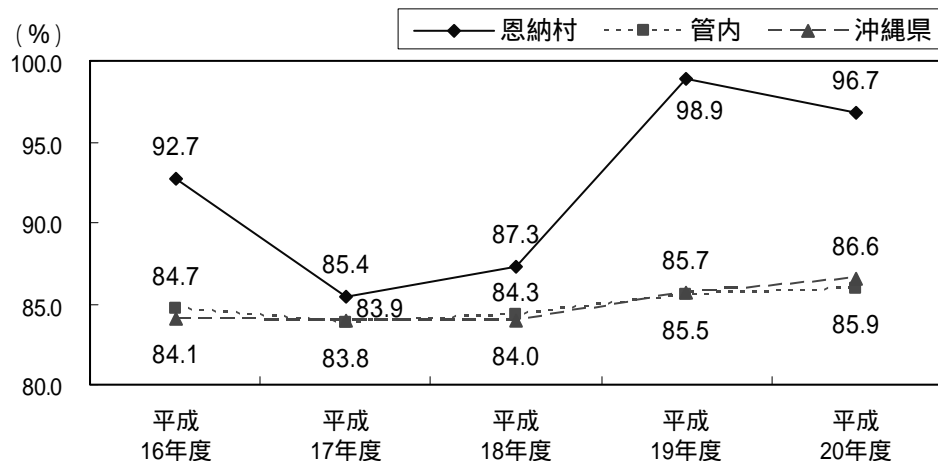
判定比率 受診者数に対する割合

要精密検査率 受診者に対する割合

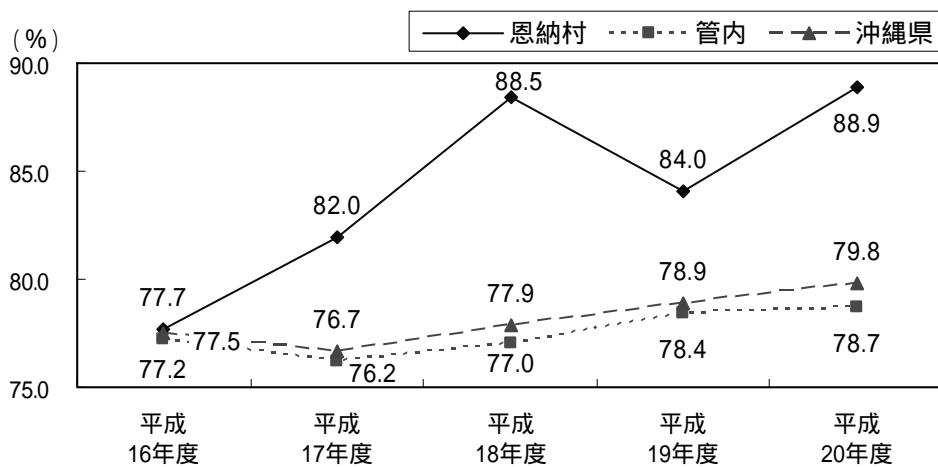
乳児健康診査受診率



1歳6か月児健康診査受診率



3歳児健康診査受診率



(4) 歯の健康の状況

歯科検診の受診率（健康診査の際に実施）は1歳6か月児が96.7%、3歳児が88.9%であり、3歳児では平成16年度以降もっとも高い受診率となっています。

各検診とも、むし歯罹患率は下がる傾向にあり、特に3歳児では平成16年度の55.0%から19年度では45.8%へと約10ポイント低下しています。

なお、村では独自に1歳児、2歳児への歯科検診も実施しています。

1歳6か月児歯科検診

単位：人、本、%

	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
対象者数	96	103	110	87	92
受診者数	89	88	96	86	89
受診率	92.7	85.4	87.3	98.9	96.7
むし歯罹患率	6.7	6.8	3.1	2.3	3.4
一人平均むし歯数	0.2	0.2	0.1	0.1	0.10

資料：「沖縄県の母子保健」 平成20年度は「乳幼児健康診査報告書」

3歳児歯科検診

単位：人、本、%

	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
対象者数	103	111	104	94	108
受診者数	80	91	91	79	96
受診率	77.7	82.0	87.5	84.0	88.9
むし歯罹患率	55.0	61.5	55.0	44.3	45.8
一人平均むし歯数	2.5	2.6	2.6	2.0	1.9

資料：「沖縄県の母子保健」 平成20年度は「乳幼児健康診査報告書」

(5) 乳幼児死亡及び妊産婦の死亡等の状況

乳幼児の死亡及び妊産婦の死亡状況を見ると、乳児死亡、新生児死亡及び妊産婦死亡は発生していません。また、周産期死亡も平成 17 年度の 1 件のみとなっています。

死産については、毎年度数件発生しており、平成 19 年度はすべて人工死産となっています。

死亡内訳

単位：件、率（人口千対）

	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度
乳児死亡	0	0	0
率（出生千対）	0.0	0.0	0.0
新生児死亡	0	0	0
率（出生千対）	0.0	0.0	0.0
妊産婦死亡	0	0	0
率（出生万対）	0.0	0.0	0.0
周産期死亡	1	0	0
率（出産千対）	9.8	0.0	0.0
死産	4	3	4
率（出産千対）	38.1	30.3	43.5

〔自然死産及び人工死産の状況〕

単位：件、率（人口千対）

	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度
自然死産数	4	1	0
率	38.1	10.1	0.0
人工死産数	0	2	4
率	0.0	20.2	43.5

資料：沖縄県「衛生統計年報」

乳児 1 歳未満

新生児 生後 28 日未満

周産期死亡 妊娠満 22 週以後 + 早期新生児（生後 1 週間未満）

死産 妊娠満 12 週以後

出産数 = 出生数 + 死産数

4. 子育て支援の整備状況

(1) 認可保育所

認可保育所の状況

平成 21 年 3 月 31 日現在、認可保育所は 3 か所あり、219 人が入所しています。入所児童数は定員を上回る状況となっています。

全保育所で延長保育と障害児保育を実施しているほか、恩納保育所と山田保育所では一時預かりも実施しています。また、山田保育所には地域子育て支援センターを設置しています。

認可保育所の状況

単位：人、か所

			特別保育・地域子育て支援センターの設置状況			
	定員	入所児童数	延長保育	一時預かり	障害児保育	地域子育て支援センター
安富祖・恩納・山田	190	219	3 か所	2 か所	3 か所	1 か所
合 計	190	219				

資料：福祉健康課(平成 21 年 3 月 31 日)

認可保育所の入所状況

認可保育所の入所児童数は増加しており、平成 20 年度は 219 人となっています。

認可保育所の入所状況

単位：か所、人、%

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
保育所数	3	3	3
入所定員数	190	190	190
入所児童数	214	216	219
入 所 率	112%	113%	115%

資料：福祉健康課（各年度 3 月 31 日現在）

$$\text{入所率} = \frac{\text{入所児童数}}{\text{入所定員数}} \times 100$$

認可保育所の年齢別児童数

認可保育所の年齢別児童数をみると、2～4 歳児が多くなっています。平成 20 年度は 4 歳児が 63 人ともっとも多く、全体の 3 割近くを占めています。

認可保育所の年齢別児童数

単位：人

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
0 歳児	20	13	12
1 歳児	36	45	40
2 歳児	57	48	52
3 歳児	47	59	51
4 歳児	51	51	63
5 歳児	3	0	1
合計	214	216	219

資料：福祉健康課（各年度 3 月 31 日現在）

(2) 認可外保育施設

認可外保育施設の利用状況

認可外保育施設の園児数は平成 21 年 3 月 31 日現在、171 人となっています。

なお、「Kid Room ぽかぽか」は 21 年度より運営中止となりました。

認可外保育施設の利用状況（学童クラブなしの集計）

単位：人

保育施設名	園児数
ゆうな保育園	37
子どもの森保育園	112
リザンキッズクラブ	19
計	171

資料：福祉健康課（平成 21 年 3 月 31 日現在）

リザンキッズクラブは事業所内保育施設

認可外保育施設の年齢別児童数

認可外保育施設の年齢別園児数をみると、平成 20 年度は 3 歳児が 56 人ともっとも多くなっています。1、2 歳児は前年度に比べて減少しています。

認可外保育施設の年齢別園児数の推移

単位：人

	平成 19 年度	平成 20 年度
0 歳児	2	3
1 歳児	19	5
2 歳児	41	33
3 歳児	44	56
4 歳児	35	43
5 歳児	24	31
合計	165	171

資料：福祉健康課（各年度 3 月 31 日現在）

(3) 幼稚園

平成 21 年 3 月 31 日現在の公立幼稚園の入園児数は 91 人となっています。恩納幼稚園が 35 人ともっとも多く、喜瀬武原幼稚園が 8 人ともっとも少なくなっています。

午後の預かり保育は実施していません。

公立幼稚園の状況

単位：人

	幼稚園名	入園児数
公立	山田	17
	仲泊	19
	恩納	35
	喜瀬武原	8
	安富祖	12
	計	91

資料：教育委員会（平成 21 年 3 月 31 日現在）

(4) 学童クラブ

村内には学童クラブが 2 か所あります。平成 20 年度の利用児童数は 103 人で、前年度に比べて増加しています。学年別にみると、幼稚園児と小学 1 年生の利用が多く、平成 20 年度では幼稚園児が全体の 4 割余りを占めています。

学童クラブ

単位：人

学童クラブ名	平成 19 年度								平成 20 年度							
	園児	小 1	小 2	小 3	小 4	小 5	小 6	計	園児	小 1	小 2	小 3	小 4	小 5	小 6	計
あかんちゃ学校	18	19	13	4	0	2	0	56	25	14	15	2	3	1	0	60
くじら隊	11	8	5	3	0	0	0	27	18	11	5	7	2	0	0	43
合計	29	27	18	7	0	2	0	83	43	25	20	9	5	1	0	103

資料：福祉健康課（各年 4 月 1 日現在）

第4章 前期計画での取り組み状況



1. 保育、子育て支援について（基本目標1関連）

（1）保育所

待機児童対策

村内には認可保育所が3か所あり、北部、中部、南部に各1か所整備されています。人口は中南部が多いので、保育所の配置は現状で適正であると考えます。

待機児童は増えています。途中申込者も含めると、現在25人程度です。保育所の利用意向は極めて高く、また0歳、1歳での保育ニーズが高くなってきています。ニーズに対応するための整備が必要ですが、乳幼児数は減少する傾向にあることも考慮する必要があります。

延長保育

認可保育所3か所で開催していますが、各保育所とも月に数人の利用に留まっています。利用者は入所児童の5%程度です。

緊急保育

産前2か月、出産月、産後2か月の保育を実施しています。通常保育の受け入れ枠に優先的に入所させていますが、保育体制の問題などで入所が困難な場合もあります。

一時預かり

前期計画では一時預かりの実施と充実が掲げられており、当初は3か所すべてで実施していましたが、現在は恩納保育所と山田保育所で実施しています。安富祖保育所は利用者が集まらなかったため中止しました。ニーズがあったので開始しましたが、利用には保育料がかかるため、実際の利用は少ない状況です。

現在のところ保護者からの要望等は特ありません。

学童クラブ

村内には、あかんちゃ学校（恩納）とくじら隊（仲泊）の2か所の学童クラブがあります。

学童クラブは小学3年生までの子が利用しています。安富祖校へも学童クラブの車が迎えに行っていますので、幼稚園からは遠いですが利用している子もいます。

利用人数はあかんちゃ学校が55人、くじら隊が30人程度です。利用児童のうち約3割が幼稚園生であり、幼稚園生と1年生が大半を占めています。

学童クラブ利用には保育料が生じるため、2年生以上はクラブ活動をする子が増えるほか、友達と遊んで過ごせるようになることから利用は少なくなります。

次年度以降は幼稚園生への県の補助が廃止されるため、経営が厳しくなります。しかし、もともと学童クラブは小学校低学年の保育が目的であるため、幼稚園生については午後の預かり保育で対応することが望ましいと考えます。

幼稚園の預かり保育

前期計画でも掲げていましたが実施されていません。しかし、アンケートでは非常に高い利用意向があるため、後期計画では取り組む必要があります。給食は既に実施しているので、預かりも可能と思われますが、担当職員の配置等を検討する必要があります。

現時点では、降園後の午後の保育は学童クラブが受け皿になっています。

幼保連携

現在は保育所と幼稚園の連携や交流は行われていません。しかし、保育所、幼稚園には、同じ年代の児童が通うため、横の連携や交流が必要であり、また5歳児のスムーズな幼稚園移行を図るためにも実施を検討する必要があります。但し、現在も必要に応じて個別での対応は行っています。

(2) 子育て支援

地域子育て支援センター、出前講座（出前ひろば）

地域子育て支援センターは1か所で、山田保育所に併設しています。職員は2人です。

前期計画期間では、地域子育て支援センターの機能強化が図られました。地域の公民館や恩納村総合保健福祉センター等での出前ひろばも行い、子育てを家で行う保護者や子どもの交流や相談の場となっています。

乳幼児健診等で気になる保護者がいた場合は、保健師より地域子育て支援センター職員に紹介しています。継続して利用できそうであれば、近くの公民館での出前ひろばを紹介しています。

また、恩納村は県外出身者が多いですが、その方達もセンターにつながられています。

今は毎月のセンターだよりも発行しており、色々な機会に広報を行っています。役場窓口等にもらいに来る方もみられ、周知されてきています。

ファミリーサポートセンター

ファミリーサポートセンターは一時預かりや休日・夜間の預かりにも対応することができます。多様な保育ニーズへの対応を図ることができるため、事業導入を検討する必要があります。村単独での実施は難しいので近隣との調整が必要です。

(3) 子どもの健全育成

居場所づくり

共働きやひとり親世帯が多く、放課後の居場所づくりが必要とされています。

アンケート調査では、学校の余裕教室などを使った放課後の居場所づくりが求められています。

今は共働きではない家庭の子どもも居場所がなく、学童クラブで預かっている子もいます。厚労省と文科省で居場所づくりに取り組んでいますが、上手く機能していない状況です。

放課後子ども教室

現在は人員配置等の問題により実施されていません。しかし、共働き世帯が増え、地域からも放課後対策の充実を要望する声があります。

社会教育課では、学校の余裕教室で、退職教員等地域人材を活用した居場所づくり（放課後子ども教室）を計画しています。学校教育課と実施に向け調整中です。

学校を利用できない場合は公民館等の地域資源を活用した居場所づくりが必要です。

体験・交流活動等

子どもたちの活動では、小学5年生を対象にした無人島でのサバイバル体験や北海道石狩市、徳島県美波町との交流を行っています。石狩市とは中学生の交流、美波町とは小学生の交流を行っています。交流は隔年で訪問、受け入れを行っており、徳島県美波町の児童が来沖した際には村のサバイバル体験にも参加しています。

子ども会等の地域活動

村では子ども会への加入率が100%に近く、遊びや体験を通じた連帯、地域のつながりは強いです。全区民対象の地域行事では、子ども会、PTA、自治会、老人会等各団体が一緒に活動しています。

地域によって差はありますが、子ども会等の地域活動は概ね盛んです。活動に参加していない子の方が少ないです。

少年野球も各字とも盛んで、年に1～2回は字対抗試合も行われています。但し、以前は各字で野球チームを作っていましたが、最近は少子化により、小学校区毎に結成しています。

PTAの集まりへの参加は少ないですが、子ども会の集まりには、親は来ませんが子どもだけは集まります。預け先になっている面があります。

公園の充実

就学前、小学生ともに公園等の遊び場の充実を求める声が多くなっています。村全体として公園が少なく、遊具も少ないです。村内に遊具の充実した公園が求められています。

そのほか、小学生では放課後の遊び場が求められています。

図書館

前期計画でもニーズの高かった図書館の整備については、計画推進委員会で村立図書館整備を検討中であり、生涯学習の拠点である図書館の開館に向け推進している状況です。

2. 母子保健について（基本目標2 関連）

（1）母子保健事業

親子健康手帳

母子保健担当の保健師は1人のみであり、予防接種や健診等の事業で不在になることもあります。しかし、親子健康手帳交付の際は保健師が確実に会えることが望ましいため、増員が必要です。

現在は他の係の協力があるため、母子保健担当保健師が不在でも、対応可能な場合は対応してくれています。他係の保健師が対応した場合でも、母子保健担当保健師が電話による妊婦の状態確認を行うとともに、各種サービスの紹介や相談を行っています。

妊婦健診

受診率は良く、ほとんどの妊婦が健診を受診しています。公費負担も昨年度までの5回から14回に増え、受診者の経済的負担も軽減されています。

妊産婦訪問指導

助産師に委託し、妊娠中と産後の訪問指導を行っています。訪問の趣旨については親子健康手帳交付時に説明しており、約3分の1の方が訪問指導を受けています。

妊娠中は病院に行っているため、ニーズが少ないです。

こんにちは赤ちゃん事業（生後4か月までの赤ちゃんの訪問）

生後4か月までの赤ちゃんを全戸訪問する事業です。母子保健推進員に協力してもらっていますが、全戸訪問はできていない状況です。

母子保健推進員は16人で、各字に1人配置しています。尚、1か所は大きいため2人配置しています。

新生児、乳幼児訪問

新生児訪問は助産師に委託し、希望者に対して訪問指導を行っています。乳幼児訪問については全数ではなく、依頼のある方など優先順位をつけ、母子担当保健師が訪問しています。

乳幼児健診

乳児健診の受診率は96%程度と高くなっていますが、1歳6か月児健診、3歳児健診と、子どもの年齢が上がるに従って受診率は低下します。保護者が仕事優先であることが大きな理由となっています。未受診者のうち、受診勧奨後に受診する方は半数程度となっています。健診の必要性を伝え受診させる必要があります。

保育所でも健診受診の周知を行っています。今後も連携が必要です。今年度は保育士から、地域との関わり、入所していない子との関わりを持つために健診に参加したいという声があったため、健診時に保育士も参加して保育支援を実施しました。

歯科検診

1歳6か月児、3歳児健診において歯科検診を実施しています。そのほか、1歳児、2歳児に対しても歯科検診を行っています。これは、以前、村のむし歯罹患率が高かったため開始しました。保護者には、食生活習慣とブラッシングがとても重要であることを説明し、注意を促しています。歯科検診に力を入れてから、罹患率は下がってきています。

村の健康福祉まつりでは、むし歯のない子の表彰を行っています。表彰者数は少しずつ増えてきており、現在は50人程度となっています。

平成21年度は福祉保健所の事業を活用して、保育所の保育士等を集めてフッ素洗口の研修会を実施しました。フッ素洗口の実施には保育士との調整が必要です。

(2) 食育

食育全般

前期計画策定期間から、全国的に「食育」の推進が必要とされてきましたが、計画策定期間は具体的な事業展開については示していませんでした。

しかし、関係機関においては、お互いに連携を図りながら様々な食育活動に取り組んできました。

栄養・食育に関する情報提供

1：妊産婦向け

親子健康手帳発行時に、妊娠中の食事に関する資料配付をしていますが、栄養相談を希望する場合は、保健師や管理栄養士が対応しています。また、電話相談や個別訪問等にも対応しています。

2：乳幼児向け

・健診会場においてパンフレット配布や、パネル・フードモデルの展示を実施しています。さらに、1歳半、3歳児健診ではおやつを試食とレシピ配布も行っています。また、乳児健診では離乳食に不安を抱く保護者に対応出来るように、村の管理栄養士と小児保健協会から派遣される栄養士の2名体制をとっています。健診以外でも、個別の電話・訪問による栄養相談に対応しています。

・子育て支援センターにおいて、村立保育所栄養士による栄養講話・調理実習や社会教育課の子育て支援関連の事業で調理実習を開催しました。

3：幼稚園児・児童生徒及び保護者向け

・村内幼稚園、小中学校では、児童生徒・保護者に対して、学校給食センター栄養士による栄養講話や試食会を実施したり、給食に地元食材を積極的に取り入れた地産地消を実践するとともに、各学校や健康福祉まつりで給食展を開催し、給食のPRを行いました。また、食物アレルギー児やその保護者の相談にも対応し、支援を行っています。その他にも、給食センター施設見学を受け入れ、給食センターの役割等をPRしています。

・社会教育課の子育て支援関連の事業で、夏休みを利用した小学生向けの料理教室を開催し、自分達で作った達成感や調理の楽しさを体感してもらいました。

・福祉健康課の健康づくり事業で、児童生徒を対象とした野菜がテーマの健康標語及び料理コンテストを開催し、入賞者を健康福祉まつりで表彰したり村広報に作品を掲載して、村民に向けての健康づくりのPRに繋がりました。

4：村立保育所入所児及び保護者向け

子ども達に野菜栽培、収穫、調理を体験させたり、クッキング教室を開催して、食に関する興味を高めることができました。また、不定期ではありますが地元で採れた野菜を給食に取り入れたり、アレルギー児に対応したメニューを検討したりして、給食の充実に努めています。さらに、村立3保育所共通の給食だよりを年4回発行し、栄養士・調理師・保育士・保護者との情報交換の場になっています。

食生活改善推進員

食生活改善推進員を保育所のムーチー作り等に派遣し、サポートしています。食生活改善推進員もやりがいを感じることができ、園児や保育士にも外部から人が来ることで良い影響があります。

学校での食生活改善推進員の活用については、給食センター栄養士は、各校によって食育のねらいが異なるため、授業として実施するのは難しいと話しています。

その他

村の管理栄養士、村立保育所栄養士、学校給食センター栄養士と食育に関する情報交換の場を持ち、お互いに連携をとっています。また、村食生活改善推進員の方々が様々な食育活動の場において、ボランティアとしてサポートしています。

(3) 思春期保健

思春期保健教室は、中学生を対象に、各学校に出向いて実施しています。望まれた妊娠や親になることの大切さ、今自分が何をすべきか、自分を大事にすること等を考える機会を提供することを目的に実施しています。次代の親の育成のひとつです。

学校側からも継続の依頼があり、教室の実施により生徒に良い影響を与えていると実感してもらっています。

3. 教育環境について（基本目標3関連）

(1) 学校教育

学力向上対策

学校だけではなく、保護者や地域もスキルを向上させ、家庭や地域と連携した教育を行わなければ子どもたちの学力も向上しません。

21年度は、学力向上対策の取り組みを村民にPRするリーフレットを作成しました。地域は学校の取り組みを知らないことが多いので、各学校の取り組み状況も掲載し、地域懇談会で保護者や各種団体に配布しました。

実践主題を「学校・家庭・地域の役割、連携を明確にして、学力向上を推進しましょう」とし、それぞれの役割を明確にして意識を高める取り組みを始めています。

英語教育

A L Tは4人配置しています。そのうち、2人はそれぞれ2校を担当しています。恩納校には2人配置（1人が週3日、1人が週2日で週5日）しており、小学校や幼稚園で教えることもあります。

恩納幼稚園ではキャンプハンセンの方とボランティア契約をして、月2回英語教育を行っています。米軍基地の方の活用は中頭教育事務所が始めたものですが、次年度からは各市町村で実施することになります。

情報教育

コンピューターインストラクターを各学校に派遣していますが、学校現場からは、総合学習の時間数が削減され、指導する時間の確保が難しいとの声があります。

総合学習の時間は今後更に削減される予定であり、益々、基本的な指導ができなくなるのではないかと懸念されます。

平和教育、福祉教育、環境教育、職場体験

平和教育については、各学校とも6月に平和月間を設け、パネル展を行ったり、図書を読ませたりしています。また、小学校の修学旅行でも平和学習を取り入れています。

福祉教育としては、総合学習の時間に実施することが多です（アイマスク体験等）。

環境教育では、喜瀬武原がグローブの指定校となり継続して取り組んでいます。また、恩納校は干潟の観察、安富祖校は遠泳・カヌー（学校備品）体験等、各学校でそれぞれ実施しています。

職場体験、キャリア教育も実施しています。

幼稚園、幼児教育振興アクションプログラム

村内には幼稚園が5か所設置されています。1園のみ2年保育を実施し、その他4園は5歳児のみの保育となっています。ほとんどの子どもは5歳になると幼稚園に通っています。

前期計画では、幼稚園教育を計画的に推進するためのプログラムの策定を行っています。

学習支援ボランティア

安富祖校では、茶道の授業を行ったり、恩納校では、書道の授業を実施しています。その他、授業に入る前の時間帯に生徒への読み聞かせを行うなど、各学校で、地域のボランティアを活用し学習支援を行っています。

（2）家庭、地域での教育

家庭教育の支援

家庭学習の充実、基本的な生活習慣の形成等について、家庭でできることは家庭でできるよう啓発しています。しかし、最近は子どもを学校や地域に任せてしまっている保護者も多いです。

恩納村家庭教育学級

恩納村家庭教育学級では、「らくらく子育て教室」（6回）、「夏休み子ども料理教室」（4回）を開催しています。

らくらく子育て教室は、親子を対象に地域子育て支援センターで実施しています。内容はベビーマッサージ、スクラップブック、体操、リズム等です。教室については健診会場でも広報していますが、参加者は地域子育て支援センター利用者がほとんどです。

夏休み子ども料理教室は、小学生を対象に各小学校で実施しています。定員は各小学校20人です。

家庭・地域部会

家庭・地域部会は村内15部落の支部があります。より地域が中心となって活動する必要があります。行政と地域の区長と連携して取り組む必要があります。

有害環境対策

県の依頼を受け、社会環境実態調査を年1回実施しています。また、コンビニの成人向け雑誌の陳列方法のチェックを行っています。

4．生活環境について（基本目標4 関連）

（1）道路交通

通学路などにおける歩道の確保、安心して歩行できる歩道の整備が課題です。

（2）安全・安心なまちづくり

防犯リーダー

自主防犯組織や地域の防犯リーダーの育成を行っています。石川警察署や県が行う講習会への参加を促し、育成を図っています。今後も各種講習会への参加促進を図ります。

防犯灯

防犯灯は、各字からの要望により、各字年1基設置しています。

5．仕事と子育ての両立について（基本目標5 関連）

（1）子育てしやすい就業環境

仕事と子育ての両立を目指すためには、企業の理解と協力が必要です。しかし、行政としては村内企業に対し、育児休業や就業環境の改善について啓発する程度しか取り組めないのが実情であり、前期計画期間においては啓発等も未実施の状況です。

ポスターやパンフレットを活用し、育児休業制度や育児期間中の勤務時間の短縮等の導入を呼びかけていく必要があります。

6．交通安全、防犯等について（基本目標6 関連）

（1）交通安全

交通安全教室・指導など

子どもや地域住民を交通事故から守るため、交通安全教室の開催や児童に対する交通安全指導、学校通学路や横断歩道前にストップマークを設置するなどの安全啓発活動を実施しています。

また、年4回、学校通学時における学校前等でのあいさつ運動を兼ねた交通安全街頭指導を実施しています。

夕暮れ時や夜間における、歩行者や自転車利用者の安全確保が課題となっています。

石川警察署、保育所、幼稚園、学校等関係団体との連携・協力体制の強化を図り、地域ぐるみでの交通事故防止対策を推進します。地域ボランティアでの指導者の育成にも努めます。

交通安全施設

ガードレールなどの交通安全施設についても、必要に応じて設置を行っています。

(2) 防犯

犯罪に関する情報入手

犯罪に関する情報は、県警が発信する「安心ゆいメール」に各自治会が加入し、入手しています。

防犯パトロール

自主防犯組織（安富祖、瀬良垣）や子ども見守り隊（山田校、仲泊校）が結成されました。その他、各字公民館が青色回転灯を利用したパトロールを行っています。

石川警察署や石川地区防犯協会と連携し、引き続き自主防犯組織の活動を支援する必要があります。

青少年育成協議会

「少年を守る日」（毎月第3金曜日）に、南北に分かれて夜間パトロールを行っています。また、各子ども会に依頼し、夏休みの巡回指導（毎日）を実施しています。

子どもの非行防止

子どもの非行防止や巡回指導について、特に問題になる案件はありません。村は子どもが少ないため、地域の子どもの顔が分かるので、非行に走りにくい環境です。

小中学生の補導は殆どありません。夏場はコンビニ前等にいる子どもみられますが、帰宅を促すと素直に応じます。

防犯講習

地域の自主防犯組織に対して、講習会を実施しています。また、学校では防犯講習会を実施しています。

太陽の家（子ども110番の家）

村内には70か所の子ども110番の家があります。村では石川警察署や石川地区防犯協会と連携して支援しています。

7. 要保護児童対策について（基本目標7関連）

(1) 虐待

要保護児童対策

平成18年に地域協議会を設置しました。母子保健担当保健師は虐待等要保護児童やDVも担当しています。

(2) 障害児、発達障害

発達障害

乳幼児健診や保育所において、気になる子の親が、自分の子の状況を受け入れないケースがみられます。早期に対応すれば良いですが、親が放っておくことによって療育に遅れが出てしまいます。

障害の早期発見

乳幼児健診では、1歳6か月児健診と3歳児健診に心理士を配置し、気になる子についての心理相談を行っています。障害の発見後は、発達小児センターや名護療育園につなげています。

また、家庭保育の子についても事前に連絡をもらえれば、健診対象でなくても健診会場で心理相談が受けられるようにしています。

保育所から気になる子について相談を受けた場合は、保健師が調整役となり、相談や巡回指導等を行っています。

障害と診断されても親が加配を拒否すると職員の負担が大きくなるため、保健師が調整役になっています。障害児への対応に関しても保育士とは連携が図られています。

障害児保育

障害児保育は、村内の3保育所すべてで実施しています。入所者は平成21年度で4人であり、増える傾向にあります。入所後も、必要に応じて保健師も加わって調整を行っています。

学校での障害児への対応

身体障害児や自立支援の必要な発達障害児については、ヘルパーを加配しています。配置されているヘルパーは現在5人程度です。

発達障害児については、ADHD等の場合はヘルパーを配置していますが、LDでは配置が難しい状況のため、学習支援員で対応しています。

. アンケート調査より

< アンケート調査結果より概要とニーズ（は、よりニーズが高い項目） >

核家族世帯が多くなっています。

現在は働いていない母親も、本当は働きたいという回答が半数程度あります。

認可保育所の利用意向が非常に高くなっています。

認可外保育施設利用者、家庭で保育している方の半数程度は認可保育所を利用したいと回答しています。

地域子育て支援センターの利用希望が高くなっています。

幼稚園の午後の預かり保育の実施を望む声がとて多くなっています。

図書館の整備意向が非常に高くなっています。（前期計画でも高く望まれていました。）

児童館の利用希望が高くなっています。

遊び場の確保（遊具の充実や衛生管理等の充実、雨の日の遊び場の確保）が望まれています。

放課後に子どもが過ごす場所の確保（放課後対策）が必要という声が高くなっています。

（特に学校内での居場所づくりが高く望まれています。）

道路整備については、歩道の整備やガードレール設置、横断歩道設置等が望まれています。

防犯灯や街灯を増やして欲しいという声も多くなっています。

第5章 今後の取り組み



基本目標 1 地域における子育ての支援充実

1. 子育て支援サービスの充実

(1) 子育てに関する相談体制と情報提供の充実

相談体制の強化

子育て家庭の不安や悩み等の解消及び情報提供の充実を図るため、村の福祉健康課窓口、地域子育て支援センター、各保育所、幼稚園、民生委員児童委員等における相談の資質向上、相談体制の強化に努めます。

また、各相談機関、相談員の連絡、情報交換の場を設け、相談案件に対する意見交換や新しい情報の確認と周知を図ります。

情報提供の充実

子育てに関する情報を村の広報誌に掲載できるように努めます。

また、子育ての豆知識や保育所情報、行事・イベントなどについて簡単なチラシを随時作成し、村内の多くの人が訪れる店舗に置いていただく等、気軽に入手できるような情報提供方法について検討と実施を行います。

情報チラシは、福祉健康課と子育て支援ネットワークの協力により作成します。

(2) 子育て支援のネットワークづくり推進

子育て支援ネットワークづくり

福祉健康課の保育担当と母子保健担当が中心となり、村内の保育所、幼稚園をはじめとする関係機関や団体の連絡調整の場を設け、子育て家庭の現状やニーズの情報共有を行い、村の子育て支援を推進するネットワークづくりを行います。

保幼小の連携の推進

保育所と幼稚園、小学校の連携を図るため、合同の連絡会を定期的に行い、情報交換や連携した行事・交流会等を実施するなど、子どもの育成を効果的に進めるように努めます。

このため、教育委員会と福祉健康課との連携強化に努めます。

(3) 地域における保育支援の充実

子育て支援拠点事業の充実（地域子育て支援センター）

地域子育て支援センターの充実を図るため、支援センターの取り組みを今後も継続していきます。また、公民館と連携し、地域子育て支援センターがない地域の子育て支援、交流の場づくりを行う出前ひろばの取り組みも行っていきます。

一時預かりの充実

保護者が仕事などで家庭での保育が困難になった時や保護者の病気等により保育が必要になった場合に対応する本事業について、ニーズの動向を見極めながら、必要に応じて実施園の増加を図ります。

特定保育事業の実施

週に数日の保育や1日数時間の保育に対応する特定保育事業を実施し、多様な保育ニーズへの対応を行います。

緊急保育

産前産後の保育ニーズに対応するため、現在の事業を継続して実施するとともに、受け入れ体制の整備に努め、妊婦が利用しやすい環境づくりを行います。

幼稚園における預かり保育体制の整備

ニーズが高い幼稚園における午後の預かり保育の実施に向け、体制の整備に努めます。

学童クラブ（放課後児童健全育成事業）の推進

昼間保護者のいない家庭の児童の健全育成・指導を目的とする学童クラブについて、今後も現行の事業展開を継続して実施するとともに、学童クラブ指導員の研修への参加を促していきます。また、学童クラブに対し、障害児受け入れ支援を行います。

ファミリーサポートセンター事業の実施検討

子どもの預かりについて、依頼者と援助者が会員登録し、有料で保育サポートを行うファミリーサポートセンターの実施を検討します。

その他の子育て支援事業の実施検討

病児・病後児保育事業、休日保育事業、トワイライトステイ事業、ショートステイ事業といった、国の示す事業について、今後のニーズや関係者の声を聞きながら実施検討を行います。

2. 保育サービスの充実

(1) 通常保育事業の充実

特別保育事業や一時預かり事業を実施し、待機児童対策を推進します。また、入所希望の多い低年齢児（0～2歳）を受け入れる体制の整備に努めます。

(2) 延長保育事業の推進

保護者の仕事の都合等で保育時間の延長が必要な場合に対応するため、今後も本事業を継続して実施します。

(3) 保育内容の充実

保育内容の充実と保育の質の向上

保育所を利用する保護者が安心して子どもを預けられるように、保育士の研修等による保育の質の向上を進め、子どもたちが心身ともに健康に、また心豊かに成長・発育できるよう保育内容の充実を図ります。

保育所地域活動事業の充実

地域住民との世代間交流事業をはじめとする「保育所地域活動事業」を充実し、それぞれの保育所で地域の特性に合わせた取り組みを推進します。

(4) 認可外保育施設の支援・連携の推進

認可外保育施設への保育支援を行うとともに、安全面や衛生面及び保育内容等の状況把握に努め、地域の保育の向上に向けた指導や支援を進めます。

3. 児童の健全育成のための環境と活動の充実

(1) 子どもの遊び場の整備充実

公園等の地域における施設の整備

地域のニーズにあった公園整備とともに、子どもたちが放課後に安心して遊べるよう、公園を児童館や学童クラブ、公民館等の近くに整備するように努めます。また、公園の維持管理（遊具の修繕、充実、衛生面や防犯面）について、行政と社会福祉協議会、地域が連携し、遊び場環境の向上を図ります。

防犯面や安全面においては、公園に目が行き届くようにするため、郵便や新聞配達員、公園のゴミ拾い等のボランティアの活用等といった巡回の強化、頻度増を推進します。

社会資源等の活用による遊び場の確保

保育所や幼稚園、学校との協力により、園庭や校庭の開放を推進し、地域の子どもの遊び場の確保を図ります。また、公民館や学校の体育館等屋内施設の開放にも理解と協力を依頼し、雨の日の遊び場の確保に努めます。

(2) 子どもの居場所づくりの推進及び体験の場の提供

放課後の居場所づくりの推進

アンケート調査でも保護者のニーズが高い放課後の居場所づくりについて、関係機関や団体とより良い環境づくりについて協議し、安心・安全に過ごせる方法の検討と実践を図ります。

公民館での学習支援による居場所づくり

学校教育課で実施を予定している公民館を活用した地域の学習支援（地域塾）と連携し、夏休みや放課後の居場所づくりの一環となるように進めます。

放課後子ども教室の推進

放課後対策の一環として、学校の余裕教室や公民館を活用し、学力向上や体験活動等を行う放課後子ども教室の実施検討、および実施にあたっての退職教員等の地域人材の確保に努めます。

図書館の整備推進

ニーズの高い図書館の整備を推進するとともに、居場所としても活用できる複合的な施設となるように図ります。

多様な体験活動の推進

自然生活を体験するサバイバルキャンプや他地域との交流を今後も継続して実施し、普段の生活では得ることのできない新しい発見・体験を通した子どもたちの豊かな心の育成を図ります。また、青少年団の活動を支援し、子どもの心と体の鍛錬を図ります。

地域における活動の推進

子ども会を中心とした地域活動の活性化を図るため、子ども会活動や地域活動への保護者の積極的な参加を促し、すべての子育て家庭が支え、支えられる両方の立場にあることを啓発します。

また、子ども、家庭、地域が一体となって取り組む地域活動を推進し、世代間や地域の結束力の向上も図ります。

そのほか、ボランティア活動協力指定校及び社会福祉協議会との連携により、子どものボランティア活動を推進し、地域社会での支え合い、助け合いといった協働意識の育成を図ります。

公民館の活用

地域資源である公民館を活用した地域の子育て支援を推進するため、自治会や公民館に理解・協力を依頼し、公民館における地域子育て支援センターの出前ひろばの実施、地域人材を活用した子どもの居場所の確保を図ります。

退職教員の活用の推進（人材の確保策）

退職教員を活用し、地域での学習支援や子どもたちの活動支援を行う地域人材の確保を図ります。

4. 経済的負担の軽減策

子育て家庭への経済的支援及び周知・広報

児童手当に替わって新しく創設された「子ども手当」の支給及び制度の周知・広報を行うほか、児童扶養手当や特別児童扶養手当、乳幼児医療費の公費負担制度、国民健康保険制度の出産一時金等の制度の周知を図る広報活動を行います。

また、同一世帯から2人以上の児童が通園している場合の保育料優遇措置を実施し、子育て家庭の保育料負担の軽減を図ります。

基本目標 2 子どもをすこやかに生み育てるための保健・医療の充実

1. 母子の健康維持・増進の充実

親子健康手帳の交付及び活用促進

親子健康手帳の活用方法について周知を図るとともに、交付時の子育て情報提供や相談、交付家庭の状況把握及び電話でのフォローなどを行います。

妊婦健康診査の充実

妊婦健診の費用負担が軽減されていることや妊婦健診の大切さの周知・広報を行い、受診率の向上を図ります。

妊産婦訪問指導の推進

妊産婦が安心して出産や育児を行えるように、今後も助産師による妊娠中と産後の訪問指導を行います。特に、病院を受診しない方へのきめ細かな対応を行います。

乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）の推進

生後4か月までの乳児のいる家庭を訪問し、乳児の健やかな成長の支援と保護者への子育て相談、情報提供、助言等を行います。また、全戸訪問できるように母子保健推進員の増加を目指すなど、体制の整備に努めます。

新生児・乳幼児訪問指導の推進

第1子のお産について、ニーズに対応して訪問指導が行えるように、人材の確保を図り、乳幼児への訪問指導が十分に行えるように整えていきます。

乳幼児健診の充実

乳児、1歳6か月児、3歳児の健康診査を行い健康保持・増進を図るとともに、食育指導、心理相談など保護者への子育て支援も行います。また、健診会場には親子が交流できる場を設け、同年齢の子どもを育てる親同士が話をしたり、情報を交換するような場の提供にも努めます。

発達障害の早期発見や食育指導など、健診受診の重要性について周知・広報を行うなど、受診勧奨を引き続き行います。

保育所との連携も継続し、保育所利用者には保育所からも受診を促すほか、健診時の保育支援、保育士による相談、子育て家庭の状況把握など、保健及び保育両面からのサポートと実態把握を図ります。

また、健診スタッフが少ないため、人材の確保、特に専門的な対応ができる職員の配置に努めます。

歯科検診等、歯の健康保持の推進

村独自の取り組みである、1歳児及び2歳児の歯科検診を推進し、乳幼児の歯の健康保持と小さな頃から歯を守ることの大切さの意識の普及を図ります。

今後は、保育士を含めフッ素洗口にも取り組めるように努めます。

予防接種の推進

各種予防接種の充実を図るとともに、家庭、保育所、学校等との連携を密にし、予防接種の大切さを広報します。

集団接種の併用も検討し、個別接種移行後に低下した接種率の向上に努めます。特に、感染力の強い麻しんの流行を予防するため、麻しんの予防接種率 95%(県「はしか"0"プロジェクト」)を目指して実施していきます。

また、未接種者については、個別的にアプローチを行うことにより接種促進を図ります。

母子保健推進員の活動の充実

母子保健推進員の確保に努め、母子保健事業の円滑化及び地域の母子の健康保持・増進の充実を図ります。

乳幼児医療費助成事業

乳幼児の疾病の早期発見と治療の促進、健やかな成長を図るため、本事業を継続して実施するとともに、制度の周知徹底に努めます。

2. 健康教育の推進

親に対する禁煙指導の推進

親子健康手帳交付時や乳幼児健診等において、喫煙が及ぼす母子への健康被害の理解など、禁煙指導を行います。

子どもの事故防止の啓発推進

健診等の場での母子保健推進員による事故防止ミニチュアを活用した注意点の説明を行うなど、子どもの事故防止についての啓発を行います。

3. 「食育」の推進

食に関する保護者等への意識啓発、情報提供の強化

乳幼児期や学齢期の食育の重要性について周知強化を図るため、これまでの様々な事業を継続して実施するとともに、村広報誌や各種イベント等の活用も検討していきます。また、関係機関と効果的な方法を一緒に模索していくように連携を図ります。

健診時における栄養・食育情報の充実

パンフレットやパネル、フードモデル展示の内容を再考し、最新の情報を提供ができるように充実を図ります。

保育所における食育の推進

各保育所での食育の取り組みを継続して実施します。

幼稚園及び小中学校における食育の推進

学校給食を通しての食育を一層充実させるため、家庭・地域と連携を図りながら地産地消活用を推進し、栄養士と協力した食育を実施します。

また、幼稚園児、児童生徒及び保護者が食への関心を高めていくように、情報提供を行います。

各関係機関との連携の推進

食育に関連する庁舎及び村内各機関と連携を図りながら情報交換をし、食育活動の取り組みを充実させていきます。

4. 思春期保健対策の充実

思春期保健教室の充実

中学生に対する性教育や子育てについて、助産師による講話、妊娠シミュレーターによる体験などを保健師と学校の連携により継続して実施し、生徒が命の大切さや子育てに対して自ら考え、行動できるよう支援していきます。

飲酒、喫煙防止、薬物使用防止対策の充実

飲酒・喫煙防止、薬物乱用防止については、各学校での取り組みを今後も継続するとともに、家庭や地域でも啓発を行うよう、家庭や地域と連携した思春期保健教育の取り組みを図ります。

基本目標 3 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

1. 次代の親の育成

男女がともに担う子育て意識の啓発

「男女共同参画計画」に基づき、男女共同参画週間などを利用した広報啓発活動を推進し、男女平等意識の浸透を図ります。村民に対する啓発により、地域全体に意識が広がり、子どもたちにも自然と意識が浸透することを目指します。

また、学校の道徳教育や人権教育などを通して、男女が協力して家庭を築き、子どもを生き育てることの意義について啓発に努めます。

2. 子どもの生きる力の育成に向けた学校教育の充実と整備

(1) 確かな学力の向上

学力向上対策の推進

授業改善や授業力の向上、学習支援員派遣、先進校視察などを行い、児童生徒の学力向上を推進します。

また、学力向上においては学校だけではなく家庭や地域とも連携して推進する必要があるため、学力向上対策の取り組みに関するリーフレットの保護者や団体等への配布を継続し、学校、家庭、地域の役割と連携の意識の啓発、向上を図ります。

そのほか、夏休みや学校の放課後に地域の公民館を活用した学習支援(地域塾)を実施します。

学習支援ボランティアの確保

各分野にて専門的に知識や技術を持っている人材を地域より発掘・確保し、ボランティアとして学習支援を行います。これにより学校の授業等で児童生徒の指導を行い、個性の伸長を図ります。

外国語教育の充実

A L Tの各学校への派遣を行い、外国語教育の指導充実を図ります。また、幼稚園での英語教育も進めます。

情報教育の充実

学校へのコンピューターインストラクターの派遣を行い、情報教育の指導充実を図ります。

学校図書の充実と読書活動の推進

学校図書の整備・充実を図るとともに、図書館司書の研修(情報交換会)、読書活動、読み聞かせの推進、読書週間や旬間の設定を行います。

(2) 豊かな心の育成

道徳教育の充実

道徳の時間を確保するとともに、指導課程の工夫、ねらいに即した資料の分析と活用、発問の工夫を図るなど、授業の改善を行います。さらに、道徳の時間で学んだことが特別活動などの場で実践されるように工夫します。

体験的な活動、学習の推進

平和教育、福祉教育、環境教育、職場体験など、各学校で特色ある取り組みを進め、児童生徒の豊かな心の育成を図ります。また、芸術文化にふれる機会もつくり、情操の涵養に努めます。

(3) 健やかな体の育成

学校における子どもの健康づくりの推進

児童生徒の基本的な生活習慣の確立や健康づくりを推進するため、「早寝・早起き・朝ごはん」の普及啓発、発達段階に応じた健康づくり指導の工夫、給食指導の充実、健康的な食生活の形成に向けた取り組みの充実等を行います。

また、定期健康診断により、児童生徒の健康状態の把握を行い、むし歯、視力低下及び肥満の予防のための啓発をより一層強化するとともに、保護者に対しても、養護教諭との連携により、むし歯治療や肥満予防等に関する健康相談や保健指導を行うように努めます。

学校における体育・スポーツ活動の推進

学校指導要領に基づいた体育授業の充実を図るとともに、生徒の部活動への加入を促進し、学齢期における心身の健康増進及び日常的に運動に親しむ環境づくりを進めます。

また、部活動については外部指導者の活用を今後も継続し、活性化を図ります。

(4) 信頼される学校づくり

開かれた学校づくりの推進

地域に開かれた学校づくり、学校運営の外部評価という観点から学校評議員会を開催し、地域の声を反映した学校経営を推進します。

また、学校の情報を保護者や地域へ発信するほか、様々な行事への地域住民の参加を促すなど、地域との連携により開かれた学校づくりを進めます。

学校の施設整備と安全対策の充実

学校施設の整備や修繕について計画的に進めるとともに、校内施設の安全確認を定期的に行い、安全な校内環境の整備に努めます。

また、障害のある子どもについても、学校での受け入れができるよう施設整備を図ります。

安全管理対策面では、各学校の危機管理マニュアルに基づき、火災、地震、不審者の侵入等の事態を想定した訓練を、年間を通して行うように推進します。

校種間連携の推進

幼稚園、小学校、中学校合同の授業研究を通して、児童生徒の発達の様子や指導の状況について理解を深め、各学校段階における指導の工夫改善を図ります。また同じく子どもの育ちに関わっている保育所との連携も図ります。

いじめ、非行、不登校への対応の充実

教育相談員による子どもたちへの相談・指導の充実を図ります。特に、非行、不登校生徒、いじめの相談指導を行います。

また、関係機関や団体と連携し、児童生徒や保護者への相談支援体制の充実を図ります。

(5) 幼児教育の充実

幼児教育の充実

豊かな人間性を育む幼児教育を推進するとともに、園外保育や交流等の継続や新しい体験活動の実施に努めていきます。また、幼稚園教諭の資質向上を図るため、園外研修への参加を促すとともに、研修教材の開発、提供等に努めます。

村の幼児教育を計画的に進めていくため策定された「幼児教育振興アクションプログラム」について、内容の充実を図るために見直し、新しいアクションプログラムの策定に努めます。

複数年保育の段階的な実施推進

保護者等のニーズに対応した体制を整備するため、本来の幼児教育の理念を踏まえ、段階的に2、3年保育の導入を図ります。

幼児教育環境の整備充実

幼稚園における教育の向上を図るため、教材教具の整備を充実します。また、複数年保育の導入に向けた施設の整備についても、計画的な整備を図ります。

また、幼稚園における障害児への対応について、教職員の資質向上や施設のバリアフリーを図り、より利用しやすい環境整備に努めます。

3. 家庭と地域の教育力の充実

(1) 家庭教育への支援

家庭教育学級の推進

家庭教育学級における「らくらく子育て教室」の充実を図り、子育ての支援を推進します。

家庭教育の意識啓発

家庭に対し、家庭学習の実施や基本的生活習慣の形成など、家庭の役割の啓発と理解促進を図ります。

全国的に推進されている「早寝・早起き・朝ごはん」や家族団らんの日を持つ「家庭の日」など、生活リズムの確立を図るための取り組みを推進し、家庭教育の意識啓発に努めます。

(2) 地域の教育力の向上

地域活動の推進及び理解促進

地域でのあいさつ運動、一声運動、公園・道路等の清掃活動等、地域のつながりを地域がつくり、子どもたちにも意識を広げていく活動の推進を図ります。また、地域活動や行事などへの地域住民の参加を促し、地域に多くの人に参加して子どもたちの育成に関わっていくことを推進します。

地域教育懇談会の実施

自治会における地域教育懇談会を実施し、地域に学力向上対策の取り組みが浸透するように図ります。多くの保護者や地域住民の参加を呼びかけ、家庭や地域がどのように取り組み、学校はどのように支援すれば良いかを話し合う機会とします。

子どもの非行防止、指導

青少年の非行や事件・事故等から子どもたちを守り、非行防止を推進していくため、関係機関や団体が連携し、街頭指導や広報活動を実施します。

青少年健全育成推進協議会の活動支援

家庭、学校、地域等の各関係機関が連携、協力して深夜徘徊・飲酒、喫煙等の未然防止の徹底に努めます。

4. 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

有害環境対策の推進

県から依頼されている「社会環境実態調査」を継続して実施し、村内の有害環境の実態把握と改善を図ります。

基本目標 4 子育てを支援する生活環境の整備

1. 地域環境の保全推進

地域環境の保全のため、大気汚染や騒音、悪臭、水質汚濁等の苦情に対し、随時対応を行います。

2. 安心して外出できる環境の整備

(1) 道路交通環境の整備充実

道路整備については、特に歩道の整備、交通安全施設の設置を求める声があります。このため、通学路や学校周辺を中心に安全な道路環境の整備に努めます。

(2) 子育て家庭に配慮した屋内・屋外環境の整備充実

子育て家庭にやさしいまちづくりの推進

バリアフリー新法に基づき道路、公園、公共建築物等のバリアフリー化を図るとともに、ベビーベッドや託児コーナー、授乳コーナー、ベビーチェアのあるトイレ等、公共施設において、子育て家庭が安心して利用できる設備の設置に努めます。

講演会等による子育て支援の充実

村が開催する講演会等の行事の際に、保護者が子どもを預けられるスペースと保育士を配置し、子育て家庭が安心して行事に参加できるよう支援を図ります。

3. 安全・安心まちづくりの推進

自主防犯組織、防犯リーダーの育成

地域の自主防犯組織の活動の支援を行うとともに、組織の育成及び防犯リーダーを育成のため、各種講習会の情報提供等を行います。

「地域安全マップ」の作成、危険箇所等の周知

今後も地域安全マップを各小学校で作成するとともに、マップの地域への周知を図り、危険箇所等の周知を行います。

防犯灯の整備

通学路や公園における防犯灯の整備について、地域からの要望に応じて整備するように推進します。

基本目標 5 職業生活と家庭生活との両立の推進

1. 就業環境の改善促進

フレックスタイム制度や時差出勤制度など、就労環境の見直し、改善について、村内企業への啓発に努めます。

2. 仕事と子育ての両立の推進

ポスターやパンフレットを活用し、事業所での育児休業制度の導入を促し、すべての職場で育児休業を取得できるように目指します。

また、制度のほか雇用者、労働者とも仕事と子育ての両立に理解を示し、健診や子どもが病気の時などに仕事を休みにくい環境の改善が推進されるように啓発を行います。

再就職を希望する母親については、公共職業安定所など関係機関と連携して情報提供を行います。

基本目標 6 子どもの安全の確保

1. 子どもの交通安全を確保するための活動の推進

(1) 交通安全対策の推進

「交通安全運動」の推進

関係機関や関係団体との連携・協力体制の強化を図り、年4回の交通安全週間における交通安全街頭指導を継続して実施するほか、年間を通して交通安全を呼びかけていきます。

交通安全教育の推進

親子を対象とした参加・体験・実践型の交通安全教室を行うとともに、地域の実情に即した交通安全対策を推進するため、地域ボランティアによる民間の指導者の育成に努めます。

(2) チャイルドシートの正しい使用の徹底

チャイルドシートの利用促進を図るため、石川警察署との連携による普及啓発を行います。

2. 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

犯罪に関する情報提供及び情報交換

今後とも石川警察署や関係機関と連携し、犯罪等に関する情報を地域に発信していきます。また、中頭管内の不審者情報について村内放送を行います。そのほか、関係機関や団体との情報交換による把握も行います。

地域の防犯活動の推進

毎月第3金曜日の「少年を守る日」における青少年健全育成協議会の夜間パトロールや夏休みの巡回指導を継続して行います。

石川警察署や石川地区防犯協会と連携し、自主防犯組織や子ども見守り隊の活動を支援するとともに、自主的な防犯活動を呼びかけていきます。

防犯講習と防犯対策の充実

石川警察署との連携・協力により、子どもを対象とした防犯講習を継続して行い、児童生徒の防犯意識を高めるとともに、防犯ブザー、ホイッスル等の防犯機器を全児童生徒に配布するように図ります。

また、子どもが犯罪等に遭った時や遭う危険性を感じた際の緊急避難場所である「子ども110番の家(旧:太陽の家)」の登録数を増やし、子どもたちの安全確保に努めます。

被害にあった子どもとその保護者に対する支援

犯罪、いじめ、児童虐待等により被害を受けた子どもの精神的ダメージを軽減し、立ち直りを支援するため、学校や児童相談所、福祉保健所等と連携し、きめ細かな支援を実施するとともに、民生委員児童委員やボランティア、地域との連携・協力を図り、見守りと支え合いによるサポートを推進します。

また、「沖縄県被害者支援ゆいセンター」の紹介を行います。

基本目標 7 子どもの権利擁護と要保護児童への支援

1. 子どもの権利を尊重する社会づくり

子どもの権利擁護の推進

児童の権利擁護に関するポスター、チラシの配布を今後も継続して行うほか、地域の人権擁護委員と連携し、児童の権利擁護についての啓発・広報に努めます。

子どもの意見を聞く場の設置

子どもたちがまちづくりに関わっている、関わるということが可能であるという意識と地域社会への関心の高揚を図るため、行政と子どもたちとの対話や意見を求める機会を設けます。

2. 児童虐待の防止と子どもの保護

児童虐待等への対応強化

相談件数が増えてきているため、児童虐待等を担当する相談員の配置を図るほか、要保護児童等地域対策協議会の機能強化を図ります。また、ケース会議についても関係者、関係機関等との連携、民生委員児童委員や区長等地域との連携及び情報共有を行っていきます。

虐待予防の啓発の推進

虐待を予防するために、虐待防止に関するチラシやポスター掲示を行い、啓発・広報に努めます。

ドメスティックバイオレンス（DV）による母親及び子どもへの悪影響の予防

ドメスティックバイオレンス（DV）は子どもへの影響があると考えられます。DV未然防止策として啓発等を行うとともに、DV加害者への再発防止に向けた取り組みも関係機関との連携により進めます。

3. ひとり親家庭への支援

ひとり親家庭の把握と相談・情報提供の充実

行政と社会福祉協議会、民生委員児童委員が連携し、地域のひとり親家庭の実態把握に努め、ひとり親家庭の状況やニーズに対応した相談の充実を図ります。また、利用できるサービスや支援についての情報提供に努め、利用の促進を図ります。

母子及び父子家庭医療費助成

母子及び父子家庭等に医療費の一部を助成することにより、生活の安定と自立を支援し、福祉の増進を図ります。

児童扶養手当支給

母子家庭等の生活の安定を図り自立を促進するため、本事業を継続して実施するとともに、父子家庭に対する支給も法改正が決定次第、周知を行います。

母子家庭の母親に対する就労促進

母子家庭に対して就労に関する情報提供を行うとともに、資格取得のための費用負担を軽減する支援対策について導入に努めます。

社会福祉協議会による母子、父子家庭福祉活動の支援

社会福祉協議会による母子、父子家庭福祉活動について、行政からも支援や協力を努めます。

4 . 障害児施策の充実

障害の早期発見・療育支援の充実

障害の要因となる疾病や事故の予防及び早期発見、早期治療を行うため、妊婦及び乳幼児健診、児童生徒の健康診断、予防接種等の実施と事後フォローに努めます。

相談支援の推進

障害児の相談支援を推進するため、障害者自立支援法による相談支援事業の充実とともに、その他の障害児に関係する各種相談について、気軽な相談から専門的な相談、関係機関へのつなぎ等、充実を図ります。

障害児保育・特別支援教育の充実

集団保育が可能である障害児を対象とした障害児保育を継続して実施するとともに、障害児への対応の充実を図ります。

学校においては、特別支援教育の趣旨を踏まえ、個々の障害に応じた支援を行うとともに、校内研修や特別支援教育支援員の配置、特別支援教育に係る組織（就学指導委員会等）の充実を図ります。また、特別支援教育コーディネーターの研修の充実を図ります。

学童クラブにおける障害児の受け入れ支援

障害児を持つ家庭の学童クラブの利用促進と、学童クラブの受け入れ体制整備を図るため、学童クラブへの障害児受け入れ支援を行います。

発達障害に対する支援策の推進

発達障害に係る支援の充実を図るため、保健師等による定期的な巡回指導を実施します。

また、保育所、幼稚園と保健師、心理士が連携し、情報交換や保育士への助言指導を行う場を設け、一人ひとりの発達障害児や気になる子への対応の充実を図ります。

障害児のための福祉サービスの充実

障害者自立支援法に基づき、児童デイサービス、日中一時支援事業といった障害児が利用できる福祉サービスがニーズに対応できるように事業所の確保を行い、障害児とその保護者の生活支援を図ります。

障害児を持つ家庭への手当の支給

障害児福祉手当及び特別児童扶養手当を支給します。

彩虹の会への支援

村内の障害児を持つ親の会である「彩虹の会」の自主活動への支援を行います。

第7章 計画の推進体制と進行管理



本計画の実行により、村の次世代育成支援がより良い成果を上げるためには、行政の連携による全庁的な取り組みが必要であるほか、地域社会がそれぞれの役割を果たし、また相互に交流、連携、協働を図ることにより、一体となって取り組んでいくことが重要です。

村では、以下のような計画の推進体制や進行管理体制により、次世代育成支援施策の確実で効果的な進行を図ります。

1. 計画の推進体制

次世代育成支援の対策は多くの分野にわたっていることから、各種の施策を推進するための様々な課による取り組みを強化するとともに、関係課職員による庁内連絡会議等を設置し、担当者間の連携を密接に行い、効果的、総合的な観点からの対応ができるように進めていきます。

また、保育所、幼稚園、学校、社会福祉協議会、福祉保健所、児童相談所や石川警察署等、関係機関の連携による、子どもと子育て家庭を支えるネットワークを強化するとともに、自治会や子ども会、PTA、青年会といった地域の組織や団体及び事業所など、地域社会の協働による子育て支援の構築を目指していきます。

2. 計画の進行管理

本計画の実行とともに、計画の実施状況を把握・点検し、その結果をその後の施策の実施や計画の見直し等に反映させていくことが重要です。後期計画は5か年計画となっていますが、各事業や施策の点検は毎年行い、適宜、事業の見直しを図ります。

次世代育成支援対策地域協議会による点検

後期計画策定に尽力いただいた「次世代育成支援対策地域協議会」を、進行管理を行う機関として今後も継続し、計画の定期的な点検と評価を行います。

点検・評価と住民参加

計画の点検・評価の指標とするため、住民や子を持つ家庭等に対するアンケート調査等を行い、地域の意向把握に努めます。また、「計画づくり 実施 点検・評価 改善」といったすべての段階に住民が参加し、住民とともに継続的、柔軟的に地域のあるべき姿を検討し、見直し・推進を図ります。

3. 計画の進行状況についての公表

次世代育成支援対策推進法の第8条第5項では、市町村は、毎年少なくとも1回、行動計画の実施状況を公表しなければならないとされています。このため、計画の進行状況について、広報誌やホームページを活用し住民への周知を図ります。

資 料 編



後期計画での取り組み一覧

基本目標 1 地域における子育ての支援充実

1. 子育て支援サービスの充実

(1) 子育てに関する相談体制と情報提供の充実

= 新規実施予定年度

= 継続年度

事業・施策	取り組み内容、目標等	実施予定時期					担当
		22	23	24	25	26	
相談体制の強化	相談の資質向上、連携など相談体制の強化に努めます。						福祉健康課
情報提供の充実	広報誌の活用のほか、気軽に入手できる情報提供方法について検討と実施を行います。						福祉健康課

(2) 子育て支援のネットワークづくり推進

事業・施策	取り組み内容、目標等	実施予定時期					担当
		22	23	24	25	26	
子育て支援ネットワークづくり	関係機関や団体の連絡調整の場を設け、情報共有を行います。						福祉健康課
保幼小の連携の推進	保育所と幼稚園、学校の連携を図るため交流や連絡会を定期的に開催します。						教育委員会 福祉健康課

(3) 地域における保育支援の充実

事業・施策	取り組み内容、目標等	実施予定時期					担当
		22	23	24	25	26	
子育て支援拠点事業の充実(地域子育て支援センター)	支援センターでの事業のほか、支援センターがない地域への出前ひろばも行います。						福祉健康課
一時預かりの充実	保護者が仕事などの都合で保育が困難となった場合の預かりを行います。						福祉健康課
特定保育事業の実施	週に数日の保育や1日数時間の保育に対応する特定保育事業を実施します。						福祉健康課
緊急保育	産前産後の保育ニーズに対応する受け入れ態勢の整備に努めます。						福祉健康課
幼稚園における預かり保育体制の整備	ニーズが高い幼稚園における午後の預かり保育の実施に向け、体制の整備に努めます。						教育委員会
学童クラブ(放課後児童健全育成事業)の推進	継続して実施するほか、指導員への研修参加促進、学童クラブへの障害児の受け入れ支援を行います。						福祉健康課
ファミリーサポートセンター事業の実施検討	ファミリーサポートセンターの実施を検討します。						福祉健康課
その他の子育て支援事業の実施検討	国から示されている保育事業を、ニーズや関係者の声をもとに実施検討します。						福祉健康課

2. 保育サービスの充実

(1) 通常保育事業の充実

= 新規実施予定年度 = 継続年度

事業・施策	取り組み内容、目標等	実施予定時期					担当
		22	23	24	25	26	
通常保育事業の充実	入所希望の多い低年齢児（0～2歳）を受け入れる体制の整備に努めます。						福祉健康課

(2) 延長保育事業の推進

事業・施策	取り組み内容、目標等	実施予定時期					担当
		22	23	24	25	26	
延長保育事業の推進	今後も延長保育を継続して実施します。						福祉健康課

(3) 保育内容の充実

事業・施策	取り組み内容、目標等	実施予定時期					担当
		22	23	24	25	26	
保育内容の充実と保育の質の向上	保育士の研修等による保育の質の向上を進めるなど、保育の充実を図ります。						福祉健康課
保育所地域活動事業の充実	地域住民との世代間交流事業をはじめとする「保育所地域活動事業」を充実します。						福祉健康課

(4) 認可外保育施設の支援・連携の推進

事業・施策	取り組み内容、目標等	実施予定時期					担当
		22	23	24	25	26	
認可外保育施設の支援・連携の推進	認可外保育施設の保育支援、安全面、衛生面、保育内容等の状況把握を行います。						福祉健康課

3. 児童の健全育成のための環境と活動の充実

(1) 子どもの遊び場の整備充実

= 新規実施予定年度 = 継続年度

事業・施策	取り組み内容、目標等	実施予定時期					担当
		22	23	24	25	26	
公園等の地域における施設の整備	行政と社会福祉協議会、地域と連携し遊び場環境の向上を図ります。						総務課
社会資源等の活用による遊び場の確保	保育所や幼稚園、学校、公民館等との協力により、地域の子どもの遊び場の確保を図ります。						教育委員会

(2) 子どもの居場所づくりの推進及び体験の場の提供

事業・施策	取り組み内容、目標等	実施予定時期					担当
		22	23	24	25	26	
放課後の居場所づくりの推進	放課後の居場所について、安心・安全に過ごせる方法の検討と実践を図ります。						教育委員会
公民館での学習支援による居場所づくり	公民館での地域の学習支援と連携した居場所づくりを推進します。						教育委員会
放課後子ども教室の推進	学校の余裕教室や公民館を活用した放課後子ども教室の実施を推進します。						教育委員会
図書館の整備推進	図書館の整備を推進します。						教育委員会
多様な体験活動の推進	体験活動を推進し、体験を通じた子どもたちの豊かな心の育成を図ります。						教育委員会
地域における活動の推進	子ども会や地域活動への保護者の参加促進、世代を超えた地域活動、ボランティア等といった地域活動の推進を図ります。						教育委員会
公民館の活用	自治会、公民館の理解・協力のもと、子どもの居場所の確保を図ります。						教育委員会
退職教員の活用の推進（人材の確保策）	退職教員を活用した地域人材の確保を図ります。						教育委員会

4. 経済的負担の軽減策

事業・施策	取り組み内容、目標等	実施予定時期					担当
		22	23	24	25	26	
子育て家庭への経済的支援及び周知・広報	各種手当や助成制度による支援及び制度の周知広報を行います。						福祉健康課

基本目標 2 子どもをすこやかに産み育てるための保健・医療の充実

1. 母子の健康維持・増進の充実

= 新規実施予定年度 = 継続年度

事業・施策	取り組み内容、目標等	実施予定時期					担当
		22	23	24	25	26	
親子健康手帳の交付及び活用促進	親子健康手帳の活用方法周知、及びを手帳交付時の相談や情報提供等を行います。						福祉健康課
妊婦健康診査の充実	妊婦健診の費用軽減や健診の大切さの周知・広報を行い、受診率の向上を図ります。						福祉健康課
妊産婦訪問指導の推進	今後も助産師による妊娠中と産後の訪問指導を行います。						福祉健康課
乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)の推進	乳児のいる家庭を訪問し、乳児の健康保持と、保護者の育児支援を行います						福祉健康課
新生児・乳幼児訪問指導の推進	ニーズに応じて第一子への訪問指導が行えるよう人材の確保等体制を整えます。						福祉健康課
乳幼児健診の充実	乳幼児健康診査を行い健康保持・増進を図るほか、食育指導や心理相談なども行います。						福祉健康課
歯科検診等、歯の健康保持の推進	1歳児及び2歳児の歯科検診を推進します。						福祉健康課
予防接種の推進	各種予防接種の充実を図るとともに、予防接種の大切さを広報します。						福祉健康課
母子保健推進員の活動の充実	母子保健推進員の確保に努め、活動の円滑化、母子の健康保持・増進の充実を図ります。						福祉健康課
乳幼児医療費助成事業	本事業を継続して実施するとともに、制度の周知徹底に努めます。						福祉健康課

2. 健康教育の推進

事業・施策	取り組み内容、目標等	実施予定時期					担当
		22	23	24	25	26	
親に対する禁煙指導の推進	喫煙の母子への健康被害の理解など、禁煙指導を行います。						福祉健康課
子どもの事故防止の啓発推進	事故防止ミニチュアを活用し、子どもの事故防止についての啓発を行います。						福祉健康課

3. 「食育」の推進

= 新規実施予定年度

= 継続年度

事業・施策	取り組み内容、目標等	実施予定時期					担当
		22	23	24	25	26	
食に関する保護者等への意識啓発、情報提供の強化	これまでの事業を継続して実施し、関係機関と効果的な情報提供方法を検討していきます。						福祉健康課
健診時における栄養・食育情報の充実	健診会場での栄養・食育に関する媒体を再考し、充実した内容を提供できるようにします。						福祉健康課
保育所における食育の推進	保育所での食育の取り組みを継続実施し、地産地消活動を積極的に推進します。						福祉健康課
幼稚園及び小中学校における食育の推進	給食を通しての食育、栄養士と協力した食育の授業の実施を行います。						教育委員会
各関係機関との連携の推進	食育に関連する庁舎内及び村内各機関と連携を図りながら情報交換をし、食育活動の取り組みを充実させていきます。						福祉健康課 教育委員会

4. 思春期保健対策の充実

事業・施策	取り組み内容、目標等	実施予定時期					担当
		22	23	24	25	26	
思春期保健教室の充実	中学生に対する性教育等の思春期保健教室の充実を図ります。						教育委員会 福祉健康課
飲酒、喫煙防止、薬物使用防止対策の充実	各学校での取り組みの継続、家庭や地域と連携した取り組みを図ります。						教育委員会

基本目標3 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

1. 次代の親の育成

= 新規実施予定年度

= 継続年度

事業・施策	取り組み内容、目標等	実施予定時期					担当
		22	23	24	25	26	
男女がともに担う子育て意識の啓発	男女共同参画計画にもとづいた意識啓発や、学校の道徳教育などでの啓発を図ります。						総務課

2. 子どもの生きる力の育成に向けた学校教育の充実と整備

(1) 確かな学力の向上

事業・施策	取り組み内容、目標等	実施予定時期					担当
		22	23	24	25	26	
学力向上対策の推進	授業改善や学習支援員派遣、先進校視察などを行い、学力向上を推進します。						教育委員会
学習支援ボランティアの確保	学習支援ボランティアによる学習支援を行います。						教育委員会
外国語教育の充実	A L Tの各学校への派遣を行い、外国語教育の指導充実を図ります。						教育委員会
情報教育の充実	学校へのコンピューターインストラクターの派遣を行い、情報教育の指導充実を図ります。						教育委員会
学校図書 の 充 実 と 読 書 活 動 の 推 進	学校図書の整備・充実を図るほか、読書活動、の推進、読書週間や旬間の設定を行います。						教育委員会

(2) 豊かな心の育成

事業・施策	取り組み内容、目標等	実施予定時期					担当
		22	23	24	25	26	
道徳教育の充実	道徳の時間を確保するとともに、授業の改善を行います。						教育委員会
体験的な活動、学習の推進	児童生徒の豊かな心の育成を図る体験活動や教育を推進します。						教育委員会

(3) 健やかな体の育成

事業・施策	取り組み内容、目標等	実施予定時期					担当
		22	23	24	25	26	
学校における子どもの健康づくりの推進	生活習慣や食生活に関するや指導、健康相談、保健指導の充実を図ります。						教育委員会
学校における体育・スポーツ活動の推進	体育授業の充実、部活動への加入促進など日常的に運動に親しむように推進します。						教育委員会

(4) 信頼される学校づくり

= 新規実施予定年度

= 継続年度

事業・施策	取り組み内容、目標等	実施予定時期					担当
		22	23	24	25	26	
開かれた学校づくりの推進	学校評議員会や地域との連携により、開かれた学校づくりを進めます。						教育委員会
学校の施設整備と安全対策の充実	学校施設の整備・修繕の推進や防犯・防災訓練等を行います。						教育委員会 建設課
校種間連携の推進	幼稚園、小学校、中学校による合同の授業研究等、連携を推進します。						教育委員会
いじめ、非行、不登校への対応の充実	教育相談員による子どもたちの相談・指導への対応充実を図ります。						教育委員会

(5) 幼児教育の充実

事業・施策	取り組み内容、目標等	実施予定時期					担当
		22	23	24	25	26	
幼児教育の充実	豊かな人間性を育む幼児教育を推進します。						教育委員会
複数年保育の段階的な実施推進	本来の幼児教育の理念を踏まえ、段階的に2、3年保育の導入を図ります。						教育委員会 福祉健康課
幼児教育環境の整備充実	幼稚園の教材教具の整備、施設の整備等の充実を図ります。						教育委員会

3. 家庭と地域の教育力の充実

(1) 家庭教育への支援

事業・施策	取り組み内容、目標等	実施予定時期					担当
		22	23	24	25	26	
家庭教育学級の推進	家庭教育学級における「らくらく子育て教室」の充実を図り、子育ての支援を推進します。						教育委員会
家庭教育の意識啓発	家庭における役割の啓発と理解促進を図ります。						教育委員会

(2) 地域の教育力の向上

事業・施策	取り組み内容、目標等	実施予定時期					担当
		22	23	24	25	26	
地域活動の推進及び理解促進	地域活動などへの地域住民の参加を促すなど、地域の教育力の向上を図ります。						教育委員会
地域教育懇談会の実施	地域教育懇談会を実施し、地域への学力向上対策の浸を図ります。						教育委員会
子どもの非行防止、指導	関係機関や団体が連携し、街頭指導や広報活動を実施し、非行防止と指導に努めます。						教育委員会
青少年健全育成推進協議会の活動支援	関係機関が連携・協力し、深夜徘徊・飲酒、喫煙等の未然防止の徹底に努めます。						教育委員会

4. 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

事業・施策	取り組み内容、目標等	実施予定時期					担当
		22	23	24	25	26	
有害環境対策の推進	「社会環境実態調査」を継続して実施し、村内の有害環境の実態把握と改善を図ります。						教育委員会

基本目標 4 子育てを支援する生活環境の整備

1. 地域環境の保全推進

= 新規実施予定年度

= 継続年度

事業・施策	取り組み内容、目標等	実施予定時期					担当
		22	23	24	25	26	
地域環境の保全推進	大気汚染や騒音、悪臭、水質汚濁等の苦情に対し、随時対応を行います。						村民課

2. 安心して外出できる環境の整備

(1) 道路交通環境の整備充実

事業・施策	取り組み内容、目標等	実施予定時期					担当
		22	23	24	25	26	
道路交通環境の整備充実	通学路や学校周辺を中心に安全な道路環境の整備に努めます。						建設課

(2) 子育て家庭に配慮した屋内・屋外環境の整備充実

事業・施策	取り組み内容、目標等	実施予定時期					担当
		22	23	24	25	26	
子育て家庭にやさしいまちづくりの推進	公共建築物等のバリアフリー化及びベビーカー等の子育て家庭のための設備配置に努めます。						建設課
講演会等による子育て支援の充実	講演会等の行事の際に、保護者が子どもを預けられるように支援を行います。						福祉健康課

3. 安全・安心まちづくりの推進

事業・施策	取り組み内容、目標等	実施予定時期					担当
		22	23	24	25	26	
自主防犯組織、防犯リーダーの育成	地域の自主防犯組織の活動の支援や防犯リーダーを育成を図ります。						総務課
「地域安全マップ」の作成、危険箇所等の周知	地域安全マップを各小学校で作成するほか、マップの地域への周知を図ります。						教育委員会
防犯灯の整備	域からの要望に応じて防犯灯の整備を行います。						総務課

基本目標 5 職業生活と家庭生活との両立の推進

1. 就業環境の改善促進

= 新規実施予定年度

= 継続年度

事業・施策	取り組み内容、目標等	実施予定時期					担当
		22	23	24	25	26	
就業環境の改善促進	就労環境の見直し、改善について、村内企業への啓発に努めます。						総務課

2. 仕事と子育ての両立の推進

事業・施策	取り組み内容、目標等	実施予定時期					担当
		22	23	24	25	26	
仕事と子育ての両立の推進	事業所での育児休業制度の導入促進など、仕事と子育ての両立の推進を図ります。						総務課

基本目標 6 子どもの安全の確保

1. 子どもの交通安全を確保するための活動の推進

(1) 交通安全対策の推進

事業・施策	取り組み内容、目標等	実施予定時期					担当
		22	23	24	25	26	
「交通安全運動」の推進	年4回の交通安全街頭指導のほか、年間を通して交通安全を呼びかけていきます。						総務課
交通安全教育の推進	親子を対象とした参加・体験・実践型の交通安全教室等を行います。						総務課

(2) チャイルドシートの正しい使用の徹底

事業・施策	取り組み内容、目標等	実施予定時期					担当
		22	23	24	25	26	
チャイルドシートの正しい使用の徹底	チャイルドシートの利用促進を図るため、警察との連携による普及啓発を行います。						総務課

2. 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

事業・施策	取り組み内容、目標等	実施予定時期					担当
		22	23	24	25	26	
犯罪に関する情報提供及び情報交換	犯罪等に関する情報を地域に発信していきます。						総務課
地域の防犯活動の推進	青少協の巡回指導や自主防犯組織の防犯活動を推進します。						総務課 教育委員会
防犯講習と防犯対策の充実	防犯講習により児童生徒の防犯意識を高めるほか、防犯機器の配布等を行います。						総務課 教育委員会
被害にあった子どもとその保護者に対する支援	被害を受けた子どもの立ち直りをサポートを推進します。						教育委員会 福祉健康課

基本目標7 子どもの権利擁護と要保護児童への支援

1. 子どもの権利を尊重する社会づくり

= 新規実施予定年度

= 継続年度

事業・施策	取り組み内容、目標等	実施予定時期					担当
		22	23	24	25	26	
子どもの権利擁護の推進	児童権利擁護のポスター、チラシの配布や人権擁護委員と連携した啓発・広報に努めます。						福祉健康課 教育委員会
子どもの意見を聞く場の設置	行政と子どもたちとの対話や意見を求める機会を設けます。						福祉健康課 教育委員会

2. 児童虐待の防止と子どもの保護

事業・施策	取り組み内容、目標等	実施予定時期					担当
		22	23	24	25	26	
児童虐待等への対応強化	相談員の配置を図るほか、要保護児童等地域対策協議会の機能強化、地域連携を図ります。						福祉健康課
虐待予防の啓発の推進	虐待防止に関するチラシやポスター掲示を行い、啓発・広報に努めます。						福祉健康課
ドメスティックバイオレンス(DV)による母親及び子どもへの悪影響の予防	DV未然防止策として啓発、情報提供、カウンセリング等に取り組みます。						福祉健康課 総務課

3. ひとり親家庭への支援

事業・施策	取り組み内容、目標等	実施予定時期					担当
		22	23	24	25	26	
ひとり親家庭の把握と相談・情報提供の充実	地域の母子世帯の実態把握に努め、ひとり親家庭への相談の充実を図ります。						福祉健康課
母子及び父子家庭医療費助成	母子及び父子家庭等に医療費の一部を助成します。						福祉健康課
児童扶養手当支給	本事業を継続して実施します。						福祉健康課
母子家庭の母親に対する就労促進	母子家庭に対する就労情報の提供のほか、資格取得の費用負担軽減を検討します。						福祉健康課
社会福祉協議会による母子、父子福祉活動の支援	社会福祉協議会による母子、父子福祉活動の支援を行います。						福祉健康課

= 新規実施予定年度

= 継続年度

4. 障害児施策の充実

事業・施策	取り組み内容、目標等	実施予定時期					担当
		22	23	24	25	26	
障害の早期発見・療育支援の充実	妊婦や乳幼児健診、児童生徒の健康診断、予防接種等の実施と事後フォローに努めます。						教育委員会 福祉健康課
相談支援の推進	相談支援事業をはじめとした障害児に関する各種相談について、気軽な相談から専門的な相談、関係機関へのつなぎ等、充実を図ります。						教育委員会 福祉健康課
障害児保育・特別支援教育の充実	障害児保育、特別支援教育の継続及び充実を図ります。						教育委員会 福祉健康課
学童における障害児の受け入れ支援	学童における障害児の受け入れ支援を行います。						福祉健康課
発達障害に対する支援策の推進	保健師による定期的な巡回指導、関係者の情報交換の場を設け対応充実を図ります。						福祉健康課
障害児のための福祉サービスの充実	障害児のための福祉サービスがニーズに対応できるように事業所の確保を図ります						福祉健康課
障害児を持つ家庭への手当の支給	障害児福祉手当及び特別児童扶養手当を支給します。						福祉健康課
彩虹の会への支援	村内の障害児をもつ親の会である「彩虹の会」の自主活動への支援を行います。						福祉健康課

恩納村次世代育成支援対策地域協議会設置要綱

(設置及び目的)

第1条 この要綱は、本村の次の時代を担っていく乳幼児から青少年を対象に家庭や地域における子育て支援、青少年の健全育成の効果的な推進を図るために、恩納村次世代育成支援対策地域協議会(以下「地域協議会」という。)を設置し、運営に関して必要な事項を定めるものとする。

(職務)

第2条 地域協議会は、次に掲げる事項について審議するとともに、恩納村次世代育成支援対策地域行動計画を策定するものとする。策定後は毎年度実施状況を把握・点検し、その結果を村民に公表するものとする。

- (1) 地域における子育て支援
- (2) 母性並びに乳児などの健康の確保及び増進
- (3) 子育てを支援する生活環境の整備
- (4) 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備
- (5) 職業生活と家庭生活の両立の推進
- (6) 子ども等の安全の確保
- (7) 要保護児童への対応などきめ細やかな取り組みの推進
- (8) その他、次世代育成支援対策に関する必要な事項

(組織)

第3条 地域協議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は次の号に掲げる者のうちから村長が委嘱又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 学校関係者
- (3) 保護者代表
- (4) 関係団体職員
- (5) 関係行政機関の職員
- (6) その他村長が必要と認めた者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 地域協議会に会長及び副会長を置き、委員のうちから互選で、これを定める。

2 会長はこれを招集し、その議長となる。

3 副会長は会長を補任し、会長に事故があるときはその職務を代行する。

(関係者の出席)

第6条 地域協議会は、必要があるときは関係者の出席を求めて、意見を聞くことができる。

(作業部会)

第7条 地域協議会は特定の事項調査及び審査させるため、作業部会(以下「部会」という。)を置くことができる。

(報酬及び費用弁償)

第8条 委員及び前条の規定により出席した者の報酬及び費用弁償の額は恩納村特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和47年5月22日条例第10号)第2条及び第3条の規定を適用する。

(事務局)

第9条 地域協議会の事務局は福祉環境課に置く。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が地域協議会に諮って定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

恩納村次世代育成支援対策地域協議会委員名簿

	氏 名	所 属 ・ 役 職
1	池宮城 秀 光	副村長
2	安次富 邦 子	学識経験者
3	銘 苺 辰 美	中部福祉保健所
4	外 間 毅	総務課長
5	金 城 尚 子	福祉健康課長
6	津嘉山 弘	学校教育課長
7	佐渡山 安 正	企画課長
8	金 城 幸 次	学校長代表
9	佐久川 政 昭	派遣指導主事
10	津波古 真 一	社会福祉協議会
11	名 城 幸 代	更正保護女性連盟
12	仲 村 兼 富	村 P T A 会長

うんな村親子ゆうゆうプラン

恩納村次世代育成支援行動計画（後期計画）

平成22年3月策定

発行 恩納村

沖縄県国頭郡恩納村字恩納2451番地

編集 恩納村 福祉健康課

電話：098-966-1207

F A X：098-966-1266

編集協力 有限会社 システム・エッグ

沖縄県島尻郡南風原町字与那覇115-1 カマドハウス102号

電話：098-888-3090

F A X：098-888-3166

